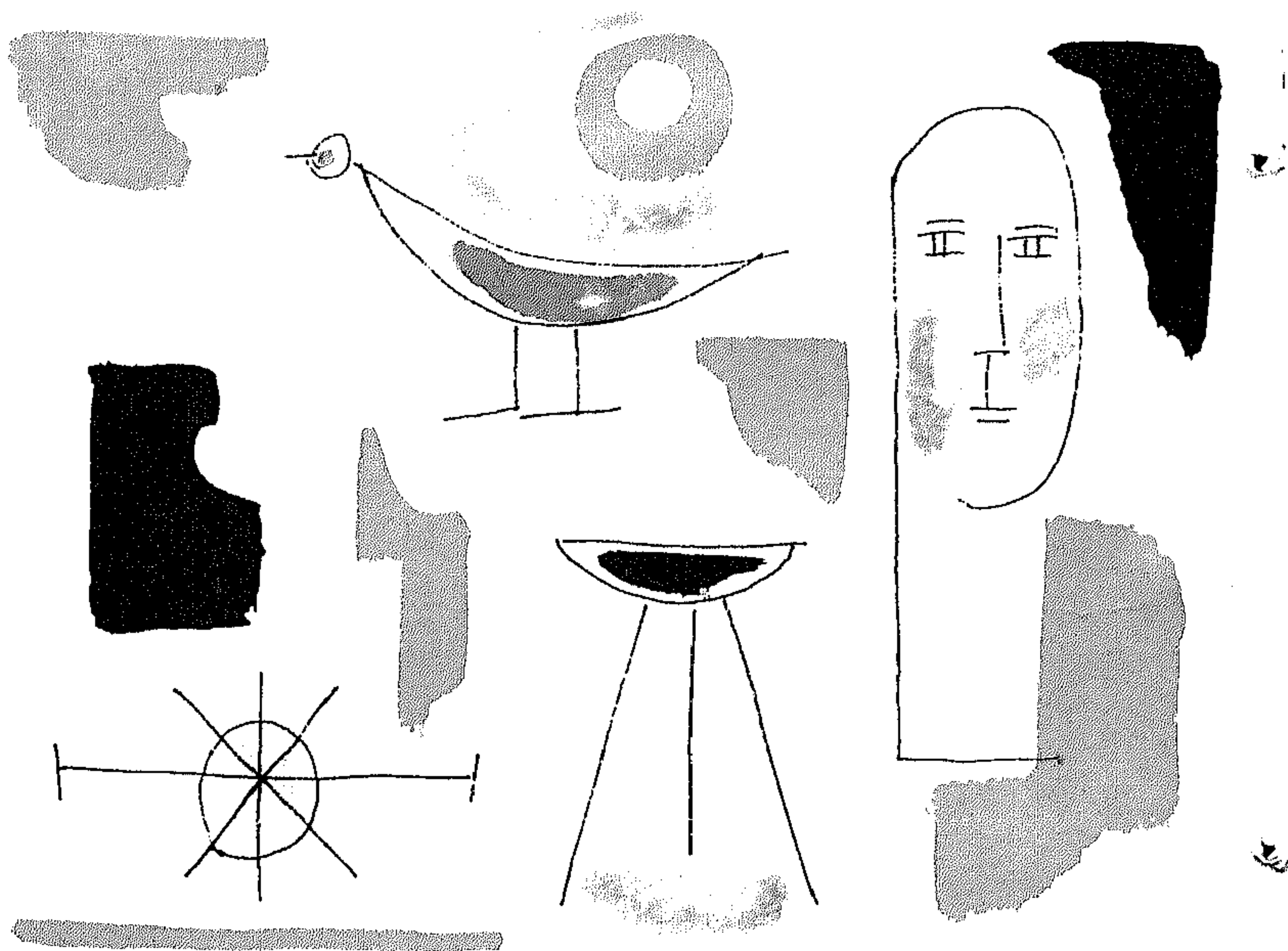


婦人少年者



1

1960

◆1960年の婦人少年局の仕事
◆労働者家族問題近畿地区研究会議

婦人少年協会

婦人少年協会規約

(名称)

第一条 この会は婦人少年協会と称する

(事務所)

第二条 この会は事務所を東京都内におく

(目的)

第三条 この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人及年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする

(事業)

第四条 この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

- 一、婦人少年問題に関する調査研究
- 二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布
- 三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

(経費及び会計)

第五条 この会の経費は次に掲げるもので支辨する

- 一、会費
- 二、寄附金
- 三、事業に伴う収入
- 四、その他の収入

第六条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終る

(会員)

第七条 この会の会員は次の各号の二種とする

- 一、普通会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの
- 二、賛助会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条 会員はこの会の発行する刊行物資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条 会員はこの会の業務について意見をのべる事ができる

(役員及び顧問)

第十条 この会に次の役員および顧問をおく

- | | |
|-----|-------------------|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 一名 |
| 理事 | 十一名以内(内一名を事務長とする) |
| 監事 | 二名以内 |
| 評議員 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |
- 第十一条 会長及び副会長は理事の互選による

会長はこの会を代表し会務を総括する
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条 理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する

選挙は書面で行ふ

理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条 監事は理事会の決議により会長が委嘱する

監事は会務を監査する

第十四条 評議員は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要会務の運営に参画する

第十五条 顧問は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

顧問は会長の諮問に應ずる外、重要会務の運営に参画する

第十六条 事務長は理事会の推薦に基づいて理事の中から会長が委嘱する

事務長は日常事務を処理する

第十七条 役員の任期は二年とする
ただし重任を妨げない

補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)
第十八条 この会の会議は理事会および役員会とする

理事会は会長、副会長及び理事で構成する

理事会は会長が毎年二回以上招集し、重要な会務を議決する

重要な会務を議決する

第十九条 役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する

役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

一、規約の変更に関する事

二、解散に関する事

三、重要財産の処分に関する事

四、その他特に重要と認められる事

第二十條 理事会及び役員会の議長は会長があたる

第二十一条 理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする

議事は各出席員数の過半数で決する
賛否同数のときは議長が決する

第二十二条 理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない

第二十三条 この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条 この会に事務局をおく

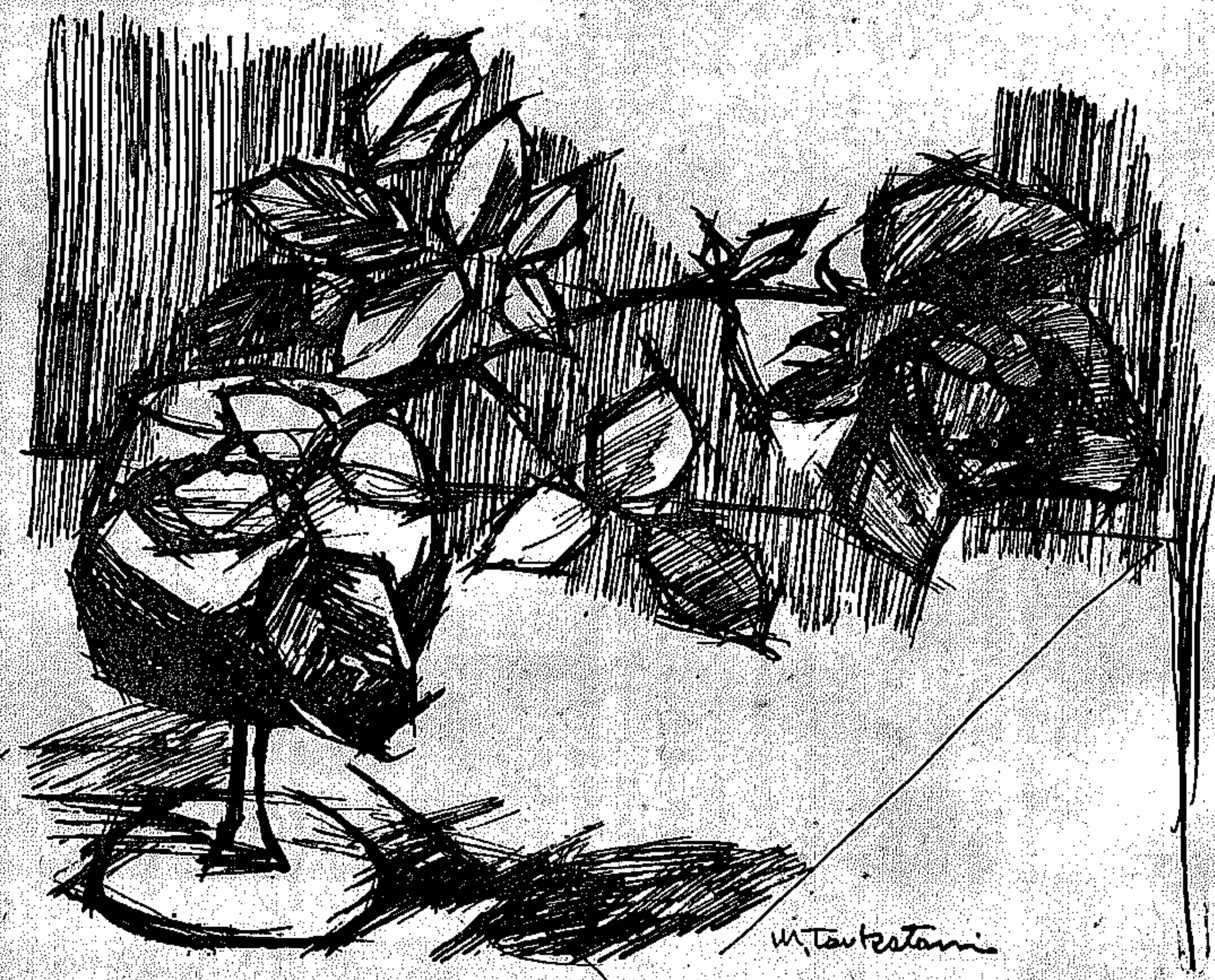
第二十五条 事務局に関する規程および会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条 この会が必要があるときは各都道府県に支部を設けることができる

第二十七条 この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする

杉田留一撮影 (静岡県田方郡)

<いちごつむ少女>



婦人と年少者 八巻一号 目次

口絵 いちご摘む少女・注文とりの少年

一九六〇年の 婦人少年局の仕事 谷野せつ子 2

中小業に陽を当てよう 平林たい子 4

労働者家族の新しい課題 那須宗一 5

アンケート

奥むめお、戸叶里子
紅霞みつ、赤松常子
伊藤よし子、本島百合子
松尾とし子、山本杉

労働者家族問題近畿地区研究会議から 11

第一部 講師の発言

店員グループ「蟻の会」 春日敏雄 18

年少労働風土記 ① 北海道 阪本幸子 20

働く年少者保護運動・地区大会の報告 24

大分 24 徳島 25

職場の明るく人間的なつながりをつくるために 26

(働く年少者の生活文グループ賞より)

資料(室) 労働者家族福祉に関する報告書(全文) 24 28

女子の就業数と完全失業率 表紙 3

協働員のひろば(大阪婦人補導院を訪ねて) 坂本ツネ子 40

婦人少年局ニュース 表紙 3

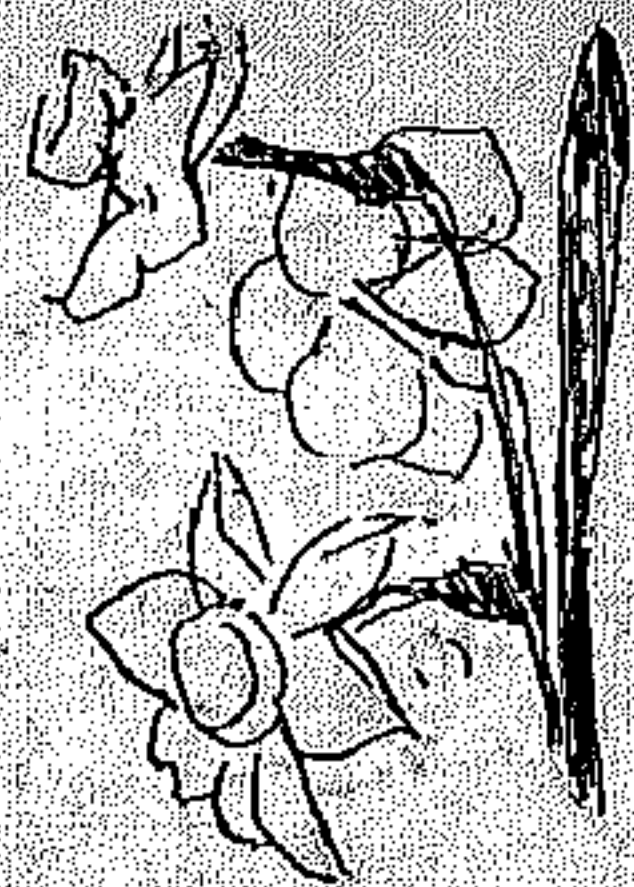
表紙 富山妙子 扉・カット 塚谷政義



<注文とりの少年>

室地春雄撮影(福岡県若松市)

1960年の 婦人少年局の 仕事



労働省婦人少年局長
谷野 せつ

一九六〇年の新春を迎えて、婦人少年局にも、新しい年輪をかざるこの意味を、しみじみと思うものであります。

婦人少年局が労働省の中におかれた大きな意味は、新しい憲法が宣言するところの基本的な権利、とりわけ個人の尊厳と男女平等の理想を、家庭や社会、職場のあらゆる場面に実現させることを目的として、婦人の実質的な地位をたかめるための諸問題や、さらにまた、今日の資本主義社会において、複雑な問題の中にもまれる婦人労働者や、とかく権取の対象になりやすい年少労働者を保護して、そこから出る様々な問題を解決し、健康な市民として、労働者としてのよき成長を期待するための推進力ともなることを使命として生まれたものであります。

創立以来、十三年という、かなりな時の流れのなかに、婦人少年局がたゆまず、努力を続けて来た仕事の成果には、多くの実りをみせて、婦人や年少者の問題についての一般社会の理解についても、またその保護や地位の向上の問題についても、革創の頃とは、比べものにならないほどの成長が、様々な面に認められるようになって来たことは、本当に御同慶にたえないところであります。けれども新しい民主社会をつくるという大きな課題の中で、婦人少年局がその使命として荷っているところの婦人や年少者の保護と解放という課題は、長い伝統の生活のなかに積みあげられた根深い殻を通してすすめられなければならないので、それ

だけに長い年月をかけての努力が積み重ねなければなりません。とりわけ最近では、社会の風潮として、ひと頃、上調子なまでに急がせて来た民主主義気分が、ようやく落ち着いたところをとりもどして来ましたが、その反面、婦人の問題については復古調とまでいわれるほどの反省期を迎え、婦人問題の解決に関する方策についても一層の複雑さを加えて来ましたが、そうして婦人の地位の実質的な向上については多くの進展がなされたとはいえ、婦人の地位に関する偏見はなお払拭されておらず、家庭の主婦についても、また、ひろく経済的にも、社会的にも、市民的にも、政治的にも、多くの後進性の問題を残して婦人の自主的な解決を求められています。

このような中で、婦人に今日ほどその良識と本當の意味での実力の發揮が期待されているときはないように思うのであります。婦人少年局は、このようなとき、従前にもまして農村に漁村に商家に職場に、婦人問題の実体をたずねることに努力をかかざることも、その問題の分析をひろく提供して、婦人週間等、婦人の地位向上に関する施策活動については婦人団体のお力を得て、いっそう力強くすすめたいと思うので、さらにまた、婦人の国際交流を積極的に援助することによって、婦人の良識と実力をたかめるためお役にたきたいと願っています。

最近の労働統計によってみますと、雇用関係にたつて働く婦人の数は年々増加して、婦人の労働力率化の傾向は男子をのりこえて、はるかに高いのであります。このことはいかに婦人の解放が婦人の経済活動の向上に生かされ、職場に働く婦人の地位も高まったかのようにはみられがちですが、その実、質的な地位についてはそれほど高まってはならず、かえってその問題の解決に複雑さを加えて来ましたが、また、せっかく婦人の権利として保障されている男女同一賃金の原則についても、その実施を基礎づける社会一般の理解や、職場における職務分析・職務評価に関する労使間の検討については、まだまだその進展がみられません。

さらにまた、婦人を低賃金の対象として使用したり、婦人に対する偏見から生まれる婦人へのみ特有なおくれた職場慣行も依然として残されていて、婦人が職場で本来の能力を發揮する上に、多くの障害となつて

います。婦人労働者のこのような状態に対して、婦人少年局では、職場に働く婦人の地位の向上をはばむ問題を検討し、とりわけ婦人にふさわしい専門的職業を分析して、その地位をたかめるために問題となるところの条件を明らかにするとともに、家事使用人などについても、その地位をたかめるため、活発な活動をすすめたいと思っております。

一般に婦人が雇用機会を得るについて、特に困難なのは、未亡人等の年長婦人です。婦人少年局では、かねてから未亡人等の職業対策を重視して、数次にわたる調査を行ない、家事サービス職業補導施設を設けて、これら年長婦人の就業機会を援助することに努力して来ましたが、けれども最近、家庭や社会の近代化がすすむにつれ、年長婦人の就業機会を求める声は、一そう強まり、その適職を開拓し、技術補導を充実することの必要さを加えて来ましたが、婦人少年局は、職業補導を充実する途を検討し、いっそうその役割を果たしたいと思っております。

一方、年長婦人のなかには雇用機会を得て働くことさえ困難な事情のものも少なくありません。そこで家庭内職は、年長婦人等とりわけ家庭の外に出て働くことの困難な家庭の主婦や、身体障害者等にとっては切実な就業の機会となるものであります。現在、家庭内職によって働くものは全国で七〇万と推定され、その八割は婦人です。けれどもこれらの家庭内職等については現在、労働保護法の労働者としての地位があたえられておらず、また就業の機会についても公的な援助の手は殆んど及んでいないのであります。一九五九年の暮、労働省に臨時家内労働調査会が設置され、家庭内職の問題についてはじめて国家的な検討がすすめられることになったことは、本当に意義深いことであります。婦人少年局では、この調査会の活動に心からの期待をよせるものであります。また、また従来から国庫補助を得て設置がすすめられている内職公共職業補導所の増設によって、少しでも搾取の少ない過程において内職者が適正な条件で働き得るよう援助したいと願っています。

一方、年少労働者に著しい最近の傾向は、中小企業に就業が増加していることであります。中小企業は、大企業に比べて職場の施設が貧しく、保護の上からもなかなか問題が多い実情であります。こんなところ

から中学を卒業して就職する年少者の約六割は就業後六か月以内に早くも転々として職場を替え、失業の不安にさらされる年少者も少なくありません。こうした年少者の状態に対して最近では、年少者に対する福祉の問題についての関心が使用者の側から積極的に求められ、週休制の促進とともに、商店等に働く年少労働者のため福祉員の設置がすすめられていくことは、本当によろこばしいことであります。

婦人少年局が福祉員の設置を勧奨して約半か年の現在、既に全国に二千名にのぼる福祉員の設置が行なわれ、それぞれの地区において独特の活動が開始されています。婦人少年局は協働員の皆様や関係機関の協力を得て、福祉員の方々がその地区や企業組合の年少従業員について、教養の向上に、健康の管理に、さらにまた、レクリエーションや技能の補導に本来の使命が果たされるようたゆまぬ援助を続けてゆきたいと思っております。

最後に、婦人少年局が新しく努力を傾けていきたいものは労働者家族の福祉の問題であります。最近産業構造の進展によって、いわゆる勤労者家庭は増加する一方ですが、また労働者が職場でよくその能力を發揮し得るためには、その根底に明るく清らかな家庭生活がなければなりません。けれども労働者家庭にあっては、近代労働者としての特質から、生活の起伏に伴う弾力性に乏しく、また家庭生活の近代化がすすむにつれて家族関係の結びつきにさえも、不安定な事情がかもされやすいのであります。婦人少年局では、このような意味をもつて、かねてから労働者家族の問題について様々な検討や啓蒙活動などをすすめて来ましたが、一九五九年の暮には、婦人少年問題審議会によって、労働者家族の福祉の問題について、その施策に関する方向づけと、これを検討するためのよりどころとなるものを、労働大臣への報告の形で示していただくことができました。私達は今後この報告書の趣旨に即して、一歩一歩具体的施策をすすめてまいります。一九六〇年には、さし当り労働者家庭の主婦が病氣や出産等によって家事にたずさわることが困難なとき、家庭に派遣されて家事にあたるホームヘルプ制度を、福祉施設として産業界にとり入れることを勧奨するため、その実験事業場として東京の石

川島重工業に御協力をいただくことができて、新年早々その業務が開始される運びになったことは、本当に意義深いことであります。

また一方全国四十六事業場において、かねてからモデル事業場としてすすめられてきた労働者家庭の主婦の生活技術の向上に関する事業につ

いても、とりわけ主婦の間に好評を得ていることは、ききこいによるこぼし、次第であります。今後はこれらの経験や成果を出発点として、そのプログラムを拡充し、労働者家族福祉への途を、一歩一歩前進させるため、具体的なサービス活動を展開してゆきたいと思っております。



中小業に陽を当てよう

平林 たい子

住込みの少年店員や見習いのことが新聞に現れるたび、胸が痛む。所によっては、町が共同で地方から、新卒生を集团的にむかえて、就職を儀式ばらせて長つづきさせようとする所もある。また、私の家の近所のように、休日や完全には休ませるため、強制的に一町内がある日全部商売を休むといった方法をとっている所もある。が、いずれも、彼等の長つづきしたい条件をカバーするためのあまり賢くない方法である。どんな儀式をして入っても、毎日の条件が悪ければいやになるだろうし、公休日だけ完全に休めても毎日が悪ければやはり同じである。

昔の奉公制度は、今よりもずっときびしかった。それでも、何年と辛抱したのは、契うなものだ。

集団入所式よりは少しよいに金がかかるけれども、一町内に一つの店員寄宿舎をつくって、勤務時間を限定し、その他の時間は、夜学、技術見習などにふりあてること位はできやうなものだ。

こういう恵まれない少年たちの向上のためには、大学制度に使う金の何分の一の金をつかうことは、新しい社会の理念として当然である。

学生には、映画にも鉄道旅行にも学割という特権があるのに、この少年たちには、殆んど社会的な権利というものが何もない。

女子の場合でいえば、美容院や洋裁師のもとでの労働は何年たっても見習的な意味をもたせられて、その賃金は非常にやすく、労働基準法に定められているインターン制度などは、こういうみじめな雇用制度をさらに保証しているだけで、働く者にとっての意味がない。彼女達は、自ら経営者にならない限り浮ぶ瀬はないのである。

他の社会制度が徐々にでもととのって行く中で、この人達の地位だけがとりのこされているのは、中小業の問題が未解決のまま放置されているからではあるけれども、世間も少し怠慢である。今年は、このとりのこされた問題に徹底的な照明をあてる必要があろう。

— 本会会長・作家 —

労働者家族の新しい課題



那須 宗一

一、近代化の意味について

近代家族とか家族の近代化という言葉がよく使われる。言葉のひびきには、進歩的な雰囲気をもった心よさがある。だが、その言葉の内容となると、いろんな素材が雑然とつめこまれている。そこには、テレビや家庭電気器具といった感覚的次元で、ただ漠然と同意していることが多いように思う。

家族の構成面からみれば、近代化とは家族構成員の減少ということであろう。つまり、夫婦と配偶者のない子女とで構成された少数の家族が世帯の単位となる。家族の規模が小さくなるのが近代化であるとするのは、いうまでもな

く従来の大家族をとりまく社会的諸条件が近代的变化をとげなからである。

経済的条件を例にとつていうと、工場制の企業が発達したから家族を共同生産の場とする企業はしだいに後退した。自営業家族が相対的にすくなくなって、企業体に雇われる労働者家族が増えたのである。そこでは、生産に必要な労働力を家庭のうちがわにいつまでも保有しておく必要がなくなったから、大家族で共同生活する意義もしだいに消滅した。また職業選択の自由が普及したから、親が農業でも子は会社員といった風になって、家族のなかで職業的技術を身につける必要もなくなり、子が親のもとに長くともる意義もしだいに消滅した。労働者家族が自営業家族にくらべて家族世帯の構成員が少ないのは、ひとつには近代化した企業や職業と深いつながりをもつからである。

二、家族扶養の機能的变化

このように労働者家族にティピカルに現われる家族規模の縮小という現象は、もちろん経済的条件の変化だけでなく、個人主義の思潮や両性の人格平等主義など思想的成長の度合とみあつておこる現象である。それはそれとして、家族の規模が小さくなれば、家族のもつ機能や家族相互の人間関係にも変化がとせ起るだろう。

家族を扶養する行為は、家族機能として重要であるが、家族員の縮小は保護的機能に属する扶養能力に弾力性を失わす。もともと、労働者家族では生産手段をもたないから世帯主の収入

には弾力性がない。家族員が増えればただちに生活水準をおとさねばならない。それがまた家族の規模を縮小させることにもなるが、しかしそれだけではない。逆に、家族員数の少ないことが、家族の疾病とか生産とか入学といったときにただちに人手が不足する。のみならず不時の支出の捻出に東奔西走しなければならぬ。世帯主に失業や死亡という最悪の事態でもおこれば、働き手をもたないからたちまち生活に困窮する。つまり家族規模の縮小を伴った近代化の方向は、家族のもつ扶養を含んだ保護機能を弱めたのである。

三、家族の人間関係の問題点

労働者家族の近代化はそれだけではない。家族相互の人間関係からくる感情や知性の雰囲気までも変えたのである。

家族員数が少なくなったために、大家族のような複雑な人間関係がなくなり、夫婦中心の人格的な愛情を基盤にした家族生活ができるようになった。しかし、夫が一日の大部分を家族とはなれて働くために年月とともにお互いの関心が大きくくいついてきたり、理解しあう通路がせまくなったりする。戦後、労働者家族の離婚が増えたのは、決して戦争の影響ばかりとはいえないものがある。ところで、労働者家族の親子関係はどうであろうか。

母子と父子との両者の関係では、母子関係の方が父子関係より問題が少くないようである。子供は母の家庭での仕事を自覚調整している中で、自分に向けられた配慮を具体的に理解でき

る。また母の仕事の手伝いを通じて家事の技能を修得することもできる。ところが、労働者である父の仕事は、子供の側からは抽象的にしか理解できず、技能を修得することもできない。いわんや、父は官吏でも子は会社員といった職業のちがった組合せが多いから、父の側から子に伝える職業的技能をもちあわせない。職業的雰囲気に近い父子の場合でも、今日の技術革新からくる変化のテンポは、父子関係の断層を深めるおそれがある。グリックは、アメリカの少年院の非行調査で、非行少年が父子関係の問題の多い家庭から多く輩出していることを報告している。この間の消息を裏書きしているように思う。

母子関係にも問題がないわけではない。世界的趨勢として夫婦共稼ぎの家庭が増える傾向にあるが、これは夫婦のあいだに両性平等と人格的愛を促進する点で好ましい現象ではあるが、子供の哺育の面で深刻な問題を投げかけている。主婦が職業をもたない場合でも、P・T・Aその他の社会的活動はその重要性をましてきた。しかるに、このような役割は家庭での役割と幾重にも重複するようになるから、役割の対立や矛盾から夫と子供の両方から強い不満を訴えられる。主婦の重複した役割を調整処理するために社会施設や福祉制度が問題になるのともうぜんである。

四、余暇人の登場

家族の近代化のもたらす特長のなかであけておきたいものに、労働時間の短縮を含んだ家事

労働の合理化がある。

労働者の妻となる魅力のひとつは、家事労働を合理化して自由時間を充実できるところにあると思う。現代の技術革新は、ますます労働時間を短縮させる傾向にある。かつて十九世紀の人間は「働く人」を人間の理想像としていたが、二十世紀後半は「余暇人」を人間の理想像としていくようである。余暇を獲得した人間は憩いと反省の場として家庭を見直そうとする傾向がある。欧米では、少年の非行化を防ぐためにまず親に家庭に帰るように強く呼びかけている。余暇利用の内容が検討されはじめたものといえる。けれども、憩いと反省の場としての家庭がもはや若い世代に昔日の魅力をもたないことも事実である。自己抑制を知らぬ欲求の無限的拡大は月の裏面の撮影に成功した反面、人間が住む現代の家族集団の機能を極度に無力化した。家族の近代化の苦悩は地上のあらゆる地点でうずを巻いて露呈している。

欧米諸国がこのような家族の崩壊過程のなかで、なお家族的結合をささえている精神的支柱があるとすれば、おそらくそれは日本にないキリスト教の倫理感であろう。また、制度的には、資本主義の極限まで拡大しようと努力している社会福祉制度であろう。

五、労働者家族の福祉

ひるがえって日本の労働者家族はどうであろうか。

日本もまた不明瞭ながらも企業近代化の過程のなかで、家族の扶養能力は低下し、出生抑

制の傾向をあらわしている。つまり近代化の過程にあらわれる家庭問題は労働者家族のなかにことごとく現実化しつつある。それだけではない。旧来の家族制度的思想とそれからくる年齢と性別による支配服従関係はいぜんとして根づきよい。民法上の扶養義務範囲が広いのをみて、母子年金の受領資格に夫との離別者を認めないのをみて、企業の給与体系が年齢給や性別給であるのをみて、いずれも旧い家族制度的思想が長く尾を引いている。

個人主義思想を徹底して限界状況をあらわした欧米の家族問題とちがって、日本の労働者家族は不明瞭な近代化の過程で旧い問題と新しい問題を同時に限界状況としてかかえている。だから欧米流に家庭に帰れと叫ぶことは、旧い家族的エゴイズムに帰れという意味に転化するおそれがある。労働者家族の福祉対策は、窮極的には家族生活の内容を豊かにし、家族員相互の人間関係を調整する目的に志向する。だが、その制度化の方向が旧い家族制度思想にもとる契機とならぬよう、厳に監視していなければならぬと思う。

労働者家族の新しい課題は、家族の扶養能力や家族員の経済的自立のチャンスを上昇させるためにも、強ちに家族福祉の制度化を促進させることでなければならぬ。その促進の方向は、個々の家族集団のエゴイズムに訴えて解決する方向を否定して、働く者のほびる連帯的保証の方向に添って家族福祉の実現を国家に要請することではなからうか。(中央大学教授)

アンケート

婦人議員

にきく

一九六〇年を迎えるにあたり、衆・参両院の婦人議員二十四名(全員)に次の問題につき、アンケートを送り、年頭の所感としてお答えいただきました。次の八氏から回答をお寄せいただきましたので、ここに掲載いたします。(到着順)

△アンケート▽

あなたは国会議員として、次の問題につき、どのような点で努力されたいと思えますか。なるべく具体的にお答え下さい。

- 一、中小企業に働く婦人及び年少者の福祉対策
- 二、未亡人の職業対策
- 三、勤労者世帯の福祉対策
- 四、その他、婦人の地位の向上について

○有権者とともに

奥 むめお

(参議院議員)

物ごとには、国会でなすべきことと、社会でなすべきことがあり、国会が、なすべきことをなさざる場合に、社会でなすべきことが殖えるのは当然であります。

「戦後」という社会情勢はもうすぎた、という人がありますが、私は、国会は未だ、戦後の混乱期、苦惱期にあるとみています。従って国会議員の中の少数の者が善意に充ち、無視されて

いる階層に心からの理解と関心をよせて、施策を推進したい、そのための予算をとりたい、と願っても、それは嵐吹く巷に声が消えて去るようにならざるを得ないのですから、困ったことです。まして声なき声というべき大衆の心中の声や願いごとは、問題になりません。今の国会や政党が何のために最大の精力を使っているかを、注意してみて下さったらわかりましょう。

ここに掲げられた四つの問題はともに社会問題の根幹をなすものでありますから、この解決をすることこそ政治の当面のつとめですが、国会は、時に、アクセサリとして申訳的にこれらを取りあげても、又は、選挙対策上これを取りあげても、それ以上の価値をみないのですから、手おくれになるばかりです。

政治不信のこの種の言を、国会議員としての私が書くのは、不遜のそしりをまぬがれないかとおそれますが、この事実を素直にみつめますとき、私は次のように考えます。

一、有権者こそって、今の議会政治を、もっと国民生活に根をおろした具体的なことの話し合いの場にするように、地元出身の議員に、

しつこく話しかけること。それぞれの問題を真剣に考え、真剣に国会や地方議会できりあげて貰うように催促すること。

そのために、団結して世論を高めることも必要です。

二、国や地方団体が行なってくれないからとアイソつかしたところで、それで良くなるわけでもないのですから、お互いの団結と協力で、小さいことから始めて、まず、みずから助ける協同事業や協同施設を作って、コソコソと実効をあげていって、その結果に、補助や出資をして貰う方法を考えるのも必要であります。私は主として、この後者の仕事に力を傾けています。

戸 叶 里 子

(衆議院議員)

一、中小企業に働く人はどうしても時間がダラダラになり勝ちであるので、勤務時間を守ることに大切である。或る程度働いた人でも退職金もなく一辺の通告でやめさせられる人も多い。どうしても退職金制度を設けること。医療保障なども考えること。週休制についても考慮のこと。

二、未亡人の職業対策は、小さい子供をかかえているかいないかによっても異ってくるが、家事サービスセンターなど作って、家事手伝に出るようにつとめること。これは今日相当考えられている問題である。内職センターで内職の指導

(編物・料理・和裁・洋裁等)をすること。
三、スエーデンでは低額所得者の妻に対して国の費用で夏休みを与えている。その期間は小さい子供がある家は家政婦を派遣している。日本でも勤労者の妻を多少でも休ませて、一家の原動力である妻の健康と明朗な働きのできるようにすること。
労働時間を短縮して家族で楽しむ時間を考えること。
四、政治の根底に最も大切な人間を大切にするとする思想が未だかつてない。従って社会保険全体から見ても誠におそまつである。この点をまず解決すること。

また、婦人に対してはまだまだ蔑視の風潮がある。この点を是正するために、婦人自らの自覚と共に啓蒙が必要である。

紅露みつ

(参議院議員)

与党の婦人局長及び参議院政策審議会婦人部長の立場として、婦人・少年者の福祉増進のため、より良い政策を政府と協力してたて、それにもなう予算の獲得に全力をつくしたいと念願しております。そのため、この九月に自民党政務調査会のなかに、青年・婦人対策特別委員会を設置され、各方面に散在している青年婦人の政策をここでとりまとめ、審議する体制ができたわけでございます。具体的には、
一、の対策として、年少労働者福祉員制度の

推進、労働青少年ホームの設置、働く婦人の家の拡充等をはかる。

二、未亡人の職業対策としては、母子福祉センター(未亡人会館)を設立し、そこを拠点として、未亡人達が助けあつて事業が出来るようにし、それに伴う資金の面では、母子福祉貸付金のうち、団体貸付を新設し、貸付金額の増額をはかる。一方、家事サービス公共職業補導所の増設、内職相談事業の推進、授産事業振興対策等を強化する。

三、の対策として、労働者家族に対する家政指導・ホームヘルプ制度の設置等に努力する。

四、婦人の地位の向上には、婦人の自主性を高めることが必要であるから、そのために社会教育の強化拡充をはかる。

赤松常子

(参議院議員)

一、に対しては、男子労働者との同一賃金、時間外・夜間・休日労働の禁止、産前産後の休暇等、労働基準法を完全に守らせる問題があるが福祉対策としては、保育所の設置と保育料負担の軽減が必要である。入所希望者は全て入所できるようにし、施設も地域だけでなく職場中心(とくに中小企業)に計画的に増設する。保育料は国庫補助の増額により、母子世帯等について軽減することが必要である。中小企業の共同施設として保健・娯楽・図書室・生活相談等の福祉施設を設ける。

二、の対策としては、婦人センターを設置して未亡人・母子世帯等の生活相談・職業相談を行ない、これに伴う授産施設の設置、母子福祉資金の貸付、職業訓練、就職あっせん、紹介、更生資金の貸付等を有機的に行なう。なお未亡人の労働についても男子との同一賃金や身分保障を行ない、労働基準法を厳守させる。母子福祉資金の貸付法に規定されている未亡人の就職等についても実質的に優先就職を実施する。なお早く家内労働法を実現して適正な賃金の支払を行なうよう措置する。

三、の対策としては、当面低所得階層を対象として推進する。即ち、低家賃住宅の建設、低所得者の自立更生を促進するための公益質屋制度の拡充や、資金貸付制度の貸付額や償還期間・利子等を緩和し、全て懇切な更生指導を行なうようにする。冠婚葬祭についても地方ではその公営化が進んでいる所もあり、これを推進して家庭支出の軽減に寄与するよう措置する。その他、上、下水道の普及など、生活の合理化を図るために、国の援助の下に月割販売制度を確立する。

四、婦人の地位の向上については、最低賃金制度を強力に推進し、これを基本として、男女同一労働、同一賃金を実施する。なお妊娠婦、乳児・児童に対しては、栄養改善とその負担の軽減をはかるよう措置する。また家族計画と優生保護を強力に推進して国民資質の向上をはかる。さらに農村婦人に対して月二、三回の労働休日制度を実施することが必要である。

伊藤よし子

(衆議院議員)

一、中小企業に働く人達は、全体として悪い条件のもとにおかれており、とくに婦人、年少者はそれがひどいので、私は何より先ず労働基準法の厳正な実施がされるように努力したい。なかでも危険業務・深夜業・生理休暇などの規定が守られるようにしたい。次に賃金・労働条件で男女差をなくすることである。

そして、中小企業のみでなく働く婦人全体の問題として、保育所・託児所——とくに乳児の——をできるだけ地域的に細かく数多く設けたらと思う。そうすれば婦人が結婚しても働けるし、また能力ある婦人が社会的に各方面で安心して働くことができると思うので、この方面にとくに力をいれたい。その上で全体としての母子福祉対策を講じたい。

二、未亡人の職業補導所を国の責任で各所に設置し、技術を修得させ、就職・内職の斡旋をするようにしたい。

三、勤労者世帯の福祉対策の根底も、全国一律の最低賃金制の確立と、「健康にして文化的な生活」ができる賃金の獲得ということが第一である。その上に、とくに勤労者住宅の大幅な建設は重要な対策と思う。

四、いまだに残っている封建性を打破する努力と同時に、私は婦人の政治的な意識を高めること、つまり日常生活と政治との関係を婦人に

認識させることが、大切と思う。その土台としてまず日本の憲法の基本的な問題を社会学級・婦人会などで分かりやすく教えることから始めたい。婦人会などで今まで政治というとかたづけられていたのは間違いで、婦人の正しい政治意識を高めることによって、婦人自身が婦人の地位を高めることに大いに役立つと考える。

本島百合子

(衆議院議員)

一、の問題は、物価とつり合い、人間として暮らして行ける最低賃金の確立と、八時間労働を守らせることです。ちなみに、大産業と同じように、海に山に保養所があり、医療機関が完備して、健康にも娯楽にも差別のない社会をつくることです。現在、あまりにもみじめであることは、零細企業に働いている婦人や年少者達には身分の保障もなく、失業保険・健康保険もなく、雇主の感情と、その経済力に、自分を託しているというところがある、かなり多いことです。やめたいと考えるでもないのに、失業しなければならぬなんて、不合理なことはありません。このような陽のあたらない場所にいる勤労者の生活を、一日も早くよくしてゆぐため

に、私たちは根本的な改革をねらって働いています。

二、未亡人の職業は全く前途暗しといったもので、私自身が子供をかかえている未亡人だけ

に身につまされるような気がします。私が都議会議員をしている時、都にも国にも未亡人に対する職業を開拓してほしいと訴えたものです。そして全国の未亡人達にも立ち上っていただき、現在の学校給食関係の職場には、未亡人というところになった訳です。その後あらゆる機会をとらえて話をしていますが、世の中が落ちついてくると同時に、だんだん既婚婦人や未亡人の職場は少なくなってきました。生活に困れば生活保護法があり、失業対策事業もあることだからと暴言を吐く人さえあります。このどちらの道を選んでも、貧しい母子家庭の人々は骨身を削るほど辛いものであることを、私は知っています。

三、近代社会というものは、男女を問わず生産年齢者の完全雇用をしないではならない、今こそこの時期であると考え、国会議員としてがんばってみるつもりです。福祉国家を築き上げてゆく場合、何をおいても勤労者に対する完全雇用は絶対必要な柱であり、これが勤労者世帯の福祉の第一歩だと思えます。日本でもようやくにして本年度から国民健康保険・遺児年金・身体障害年金・老齢年金等の制度が出来ましたが、ほんのすずめの涙で、これだけではどうにもならない現状です。従って、どんな人でも働こうと思う人には職業を与えるという世の中を一日も早くつくり上げるよう努力したいと思っています。

労働者家族問題近畿地区研究会議



高橋 謙子 の あいさつ

この研究会議は、十二月初旬婦人少年局で行なつた労働者家族福祉運動の一環として十二月九日神戸市農業会館において開催されたもので、その速記録を整理し、会議の模様をお伝えすることにしました。会議は二時間半にわたってパネル形式で行なわれ、相当大部のものになり、今回は前半の講師のお話し合いを掲載いたします。

(講師)
社会保険審議会委員・大阪市大教授 近藤 文二
関西経営者協議会福祉厚生委員・日立造船安全担当部長 仁木 茂隆
婦人少年問題審議会委員婦人問題部長・評論家 西 清子
婦人少年問題審議会婦人問題部会委員・国鉄婦人部中央委員 丸沢美千代
(司会)
労働省婦人少年局婦人課長 高橋 謙子
(なお、一般出席者は約百五十名、詳細次号)

第1部 講師の発言

山本兵庫労働基準局長あいさつ

開催にあたり、地元の基準局長としてごあいさつ申し上げます。本日は、日本のトップクラスの講師諸先生をお迎えできましたことを皆さんとともに喜びとするものでございます。労働者家族の福祉問題と申しましてもなかなか範囲が広く、従来はこの分野まで手が届きかねていたのでございますが、最近、とみにこういう問題についての関心が高まりましたことは、大変よろこばしいことだと存じます。今まで直接、労働者の保護あるいは福祉問題を取扱ってきましたが、結局最後は労働者の家族の方に問題が移ってくるのでございます。たとえば産業安全の問題にいたしましても家族にまで問題が及びましないと解決しない。労働衛生の問題もそのとおりで、大きく労働者の福祉というのを考えますとき、家族まで手を伸ばさないと、労働行政、労働者の問題は片付かないのでございまして、こういう会がもたれますことは、大変有意義なことであると、非常に喜んでおります。次第でございます。

高橋婦人課長あいさつ

労働省婦人少年局の仕事として、婦人問題、婦人労働者の問題、年少労働者の問題がございますが、この中の婦人問題の一つとして、労働者家族の問題がございます。これは昭和二十二年、労働省ができました際、設立委員会によってきめ

松尾トシ子 (衆議院議員)

一、大企業と中小企業としては、労働者の受ける給与が例え同額であっても、厚生施設等からすれば、実質的にも格段の差がある。随ってその福祉対策は、国なり地方公共団体が政治的考慮を加えて大幅の援助を与えなければならぬ。

例えば、工場用の衛生設備や浴場・化粧室・便所等の設置には、特に低利でしかも長期の貸出金を支給する必要がある。

また保育設備や、共済組合・購買組合等についても補助金の支出を実施すべきである。

二、未亡人に対しては先ず職業紹介機関において、内職その他優先的斡旋を行ない、母子年金法の強力な実施をなすべきである。

三、勤労者世帯に対しては、完全なる福祉国家としての内容を法的にも、予算的にも充実することが必要である。

四、婦人の地位向上については精神面ではもちろん民主的教育の拡充が前提であるが、家庭婦人にとっては何よりも先ず、家庭生活自体の経済的向上が絶対必要条件である。男性の封建的な問題は民主主義の浸透の速度に伴って漸次解決されるものと思う。

また、一般婦人にとっては、経済の独立が、その基本的要素であることは言うまでもない。

山本 杉 (参議院議員)

一、の対策として、一番ほしいものは、小企業従事者の健康管理と健康保険である(国民保険が実施されても職場健康の方が有利)。これは中小企業経営者が働く人々の組合をつくらせて加入させることで実現できる。住込みの人に対して、労働基準法を土台にした勤務条件・生活条件を与えたい。ことに年少者には将来への職業指導の面を考慮し、休日や夜間を利用しての教育の機会がほしい。

二、未亡人の求職者は、子供つれであることと、職業未訓練者であることを考え、前者の場合には子供をつれての住込みの働き場所が優先的に与えられること。通勤の場合は職場の託児施設、もよりの保育所が必要である。後者の場合は子供ももちならば、その子供を手ばなして職業訓練をうけるのであるから、母も子もそれをふみ越える努力からしなければならない。こうしたひとつひとつの職業対策としては、職安にこの道の専門的指導員をおき、適当に将来を考えて指導してゆけなと思う。また職安に簡易な託児所が保育所を併設して、働く婦人が安心して働けるようにするしくみがほしい。現実には未亡人が直面している悪条件を克服し、将来の生活の設計がたつように努力したい。

三、勤労者といっても強力な組合のある所は別として、不安定な労働者を考えるならば、先

ず第一に安心して勤務に従事できる社会的な種々の保障がほしい。その上でのぞましいものは、徹底した健康管理と健康保険である。欲をいえば生活を簡素に合理化してゆくための集団住宅の生活を与え、共同炊事の施設を完全な子供の遊び場、婦人学級あるいは成人学級の社会教育の場が与えられたらと思う。

以上三問は、そのような立場の人が直面する最も具体的な問題の解決策として、その打開策を考えての回答である。

四、婦人の地位の向上について地味な問題をというなら、生活訓練ではなからうか。家計簿をつけることや生活設計の訓練等から、生活への自覚、働く夫・自分・子供への理解を土台にして向上への道がひかれるのではないか。これがまた生産性向上運動への道でもあると思う。

謹んで新春の御祝詞を申し上げます

本年も一層の御指導と御援助を
お願い申し上げます
昭和三十五年一月

婦人少年協会

会長 平林 たい子
事務局長 西 垣 実
編集長 熱田 優子
庶務部長 石 田 茂

講師の発言

高橋 ます、四人の講師の先生方からの御意見を発表していただきまして、それからパネルに入りたいと思います。では、それぞれの御専門のお立場から、報

告書を中心にして、西先生から順に御意見の御発表をお願いいたします。

労働者家族問題の調査について

西 私どもは婦人少年問題調査委員会として、この四年間に、実態調査や討論を重ねてまいりましたが、その経過を積みあげますと、おそらく、この天井までいっばいになるのではないかと、思うくらい様々な議論や資料がございましたが、最終的な報告書は今、お手元に差し上げましたような五〇ページ足らずの小さなものになってしまいました。これを扱ったものの一人といたしまして、やや心もとない感じがいたしております。ほとんど言葉のセンスだけを取上げて作ったというふうなもので、お読みになるほうの方には何かわかりにくい、はがゆいもの、意をつくさないものがあるのではないかと、思うのでございます。

私どもがこの問題の研究を要請されたときは、全く白紙の問題でございまして、どこから手をつけてよいかわからず、審議に入るまでに、かなりの時間を費したようなわけでございます。労働者の方からは、一応基本的な問題の立て方とともに、具体的な施策、明日からでも実行できる策、この二つの要請がたのてございまして、四年間もあれこれと議論しましたが、結局、根本的総合的施策だけでいっばいになってしまったわけでございます。具体的な当面の施策は、次の段階にまわして、一応この問題を皆



左から仁木、近藤、丸沢の諸氏

様におかっていたらどう、そして批判していただこうということになったのでございませう。

私どもがこの問題を扱う上の基本的態度としてどんなことをお心に心がけてきたかと申しますと、第一に、労働者家族というものの定義だてでございませう。常識的にはほんやりわかつていようございませうが、少しくわしく分析してみますと、労働者には、農民や商工業者とはちがった形の生活がある。昔風に考えますと、なっば服を着て現場で働いてい

ほか、細かく特質をあげまして、労働者家族というものの定義を考えたのでございませう。

この問題は、すべての労働者が豊かに楽しく暮らせるようにすることが主眼目でございますから、この人たちの取巻いていあらゆる問題を考えなければならぬ。したがって非常に範囲の広い問題を含んでおりますので、労働者だけではなく、厚生省や建設省、その他各省にわたる問題があるわけでございませう。これは労働者の審議会でもやたらから、労働省だけではやたらならぬという問題ではなくて、我々もまた、考える一つの機会をここで持ったということであって、すでに現在、他の省でやっておられる問題もあるし、また、どの省がおやりになってもいいわけでございます。

もう一つ、私どもが常に心がけてまいりました問題は、労働者家族の福祉の向上というものは、政府が何とかしてくれべきだ、国がなすべきだということ、もちろん政治が解決しなければならぬ問題も多々ありますし、おそらくそれが根本問題だとは思いますが、それと同時に、やはり経営者も、労働者の家族自身も、考えなければならぬ問題ではなからうか、つまり、政府、経営者、労働者の三者が一体になって考えていくということが妥当ではないか、という態度で研究を進めてきたのでございませう。

もう一つ、この報告書をつくる上で終

て、申しあげる次第でございます。

丸沢 私は長い間、国鉄の家族会の方のことを扱ってまいりました関係で、委員の一人として、四年間、この問題を審議してまいりました。

まず労働者の家族といたしまして、賃金というものが生活を決定するわけでございますが、私たちの立場から申しますと、全般的に賃金が非常に低い、しかも日本の場合、中小企業以下の所得が非常に低い。そういう場合、労働者の生活を文化的にするための基本的な問題は何かあるかということにまず知らなければなりません。ところが、私どもは古い教育を受けた関係かもしれないが、ともすると、そのものの本当の問題の所在を見失いがちでございます。ですから、たとえば賃金が低いという場合、では、それをどうするか、理論的にも実践的にも、問題がきつちつかまれているなければ、違った方向へ行ってしまうことがあります。非常に貧しい賃金の中で、何か支障がおこると、生活そのものを非常に切りつめなければならぬ。それで家庭生活に無理がかかってくる。これをどうして補うかという、たとえば内職の方に持っていく、ところがどこに問題の所在があるかわからないために、その場限りの糊塗的なことで終ってしまう。

その中で、どうしても労働者の家族問題の所在を明確にする必要があるわけですが、賃金が低いということだけでも、そのわくの中でしか考えていなかったという傾向があります。労働者家族にとって賃金は非常に大きな役割を果たすものですが、その賃金が入らない場合がある。そういうときは早速困ってしまいます。これは非常に大きな問題ですが、自分たちの共通の問題として、とらえられなかつたのではないかと、また、病気を患う。国鉄の例で申しますと、約一割が結核にかかっている。その場合、三年目くらいまでは賃金の何割かは支払われますが、四年目になると全然もらえなくなり、五年目には首になってしまいます。それがたった一人や二人ではなく、従業員の約一割あります。また、労働者の調へによりますと、年間、業務上の災害で死ぬ人は約六千人、けがされる方は約七十万人もあるわけでございませう。それにもかかわらず、そういうことを、自分の問題としてとらえないで、労働者というものはいつも暗い運命の中にあるもので、自分たちだけで、家族の中だけで、どうしたらいいか、ただあくせく悩んでいるだけという扱いをされてきたわけですね。

ところが、病気や失業や老齢退職などのことは、みんな労働者全体に共通した問題で、労働者の特質として、共同で解決していくという方向に目を向けるようにしなければならぬ。そういうことを労働者の家族自体が十分に掘り下げたことが、今まで足りなかったのではなからうか、というふうに私は痛感したわけでございます。

けでございませう。もちろん個々の家族の努力も必要ですが、個人の力には限界があります。私どもは労働者が現在の生活また将来にわたってほんとうに困ることがないように問題を明確にするという立場で、審議に当たったわけでございませう。

私として一番大切だと思ふことは、労働者家族自身も今までのわくにとらわれず、これを自分たちの共通の問題として、この報告書を土台として共に解決の方向に向けるように努力していただきたいということでございます。

近藤 私が主として問題にいたします社会保障の大部分はこの報告書の十八、十九頁あたりに出ております。労働者の家庭の経済生活安定のためには、現行の社会保険制度に検討を加え、その適用範囲の拡充、給付期間の延長、扶養家族に対する追加給付等家族生活維持のための措置が包含されることが望ましい」という御注文であります。私、考えますのに、こういう御注文は、もう少し具体的に、問題を出していただきたいと思ひます。現在、健康保険には約七五パーセントの労働者が加入しており、厚生年金は七〇パーセント、労災は八〇パーセントが入っております。未加入は二〇パーセントでありませう。従って、そういう未加入の方に強制的に社会保険に入らうか、これは家族の問題というよりむしろ労働者自身の問題であります。また社

会保険の給付期間の延長ということでも、健康保険を例にとりて申しますと、同じ病気ですと、三年間療養給付をもらえます。また、その間、普通の病気なら六か月、結核なら一年半、賃金の六割に相当する傷病手当金が出るのですが、この期間をもっと延ばしてもらいたい、あるいは、病気の時は三年間なのに、傷病手当金の方は一年半と短く切られて、これは不合理だから伸ばせという御注文は、むしろ労働者自身の問題である。家族の方の問題とすれば、健康保険の場合なら、本人は全額療養費が出るが、家族は半額しか出ない。そういう点に問題があります。それから、扶養家族に対する追加給付というのは、現在、日本の社会保険では、厚生年金として扶養家族一人について、月四百円の加給を認めておりますが、そういったものを失業保険や傷病保険にも設けるべきではないか。こういうふうに御注文の内容をもう少しはつきり出していただきたいのでございませう。

つぎに労働者の家族の定義ですが、この報告書には、まずホワイトカラーを含むというところ、そして家族というのは世帯主を含めての夫婦親子等の単位集団というところになっております。つまり世帯主を除いて家族というものを考えるのではなく、全体を含んだものとして、先程のような御注文も出てくるのかもしれませんが、ところで、私が問題に

たしたいのは、(家族の範囲)でございまして、日本では「家の主人に寄りかかっている親類縁者も扶養家族とするのが一般」のようでございます。これは社会保障制度のたてまえからいいますと、おかしいのでありますが、日本では今なお親族保障のたてまえをとっております。本来社会保障というものは、個人主義を前提とするものでありまして、イギリスでは、家族の扶養の責任は夫婦間にある。夫は妻を養い、妻は夫を養う責任がある。また親は未成年の子供を養う責任がある。しかし子供は、父母や祖父母を養う責任はない。日本ではそういう責任がある。日本の民法では、家族の扶養の義務は昔と同じような家族主義の伝統によって扱われています。そこへ一方において近代的なものをもちこもうとするので、矛盾がおこってくる。生活保護法は最も悪い例でありまして、子供さんが高等学校に入りますと、適用されなくなりまして、それでわざわざ子供さんだけ別世帯にするようにおすめして、保護法の適用を続けるように、苦肉の策を講じている次第でございます。

この家族というものの制切り方をどう考えるか、この報告書では、近代的な方向——つまり家族主義から個人主義の方向へ持っていくこととしておられます。このような傾向は当然日本でも出てくるものですが、現在は非常に制切れないものでありますために、家族の保護というこ

とを、どのような形で進めていくかというところが大きな問題になるのだと思ひます。もともと労働者家族の安定のために、賃金が家族を養うに足るだけあればいいのでありますが、日本のように家族が多すぎますと、それだけの賃金を出すことはむずかしい。従つて、内職の問題が出てくるわけでございます。

次に重要だと思はれることは、例えばイギリスの場合ですと、御主人が老齢年金をもらわれる際、奥さんがあれば、奥さんの扶養のために年金額がふえますが、奥さんが一人になつてしまつたと、年金をもらうためには、奥さんが自分のために保険料を払つておかなければならぬのです。日本人は社会保障という点で、ただでもらうように考えているようにですが、すべて年金は保険料が税金によつてまかなわれているのであります。こういうことを頭にに入れて、社会保障問題を検討しなせんと、抽象的な議論になつてしまふのではないかと思ひます。

仁木 現在日本では全世帯の約四〇パーセント七百七十万世帯が賃金をもらつて生活している奉給生活者です。この階層の人たちの家族の福祉厚生を考へて、この意見書は書かれたものと思ひます。会社社に勤めて働いて仁木茂隆という者だけを考へるのではなく、私の後にいる妻や子供のこと、家庭の福祉というものを考へるのではありません、この者は会社において十分な労働生産性を發揮する

ことはできない。家族ぐるみの福祉を考へていくことこそ、わが国産業経済を發展させる基礎をなすものではないかとあつて思ひます。労働者の発表によりまして、現在製造業建設業など各種の産業の事業場が百三万八千三百四十ありまして、そのうち百人未満の労働者数を當時雇用する中小企業・零細企業は全体の九八パーセントであるのに、三百人以上を雇用している中以上の企業は全体の〇・三パーセントであります。また東京や大阪などのような大都市の大企業と、

地方における大企業では非常に差があるわけでありまして、それがさらに中小企業・零細企業になりますと、その福祉についての対策も、おのずから變つてくると思うのであります。

我々人間が、生きていくには衣食住がある。その上に文化的な福祉的な生活、物質的、精神的に、より安定した生活を欲求しています。それが安定したとして、も、病氣をしたり、年をとつて死んだりする。「生老病死」という四つの悩みは好むと好まざるに開らず、我々の身体につきまといつていく大きな問題です。この四つの問題を他人の厄介にならず、自分の力で解決できる階級の人はいないが、九八パーセントの中小・零細企業に働いてい

は公共体がやるべき対策、企業経営者がやるべき対策、また労働者とその家族がみずから解決すべきもの、この三つにわけて対策を立てるべきだと思ひます。その具体的な対策については、これから皆さんの積極的な問題を出されて、地方の声を中央に反映させて、大いに取りあげてもらいたいと思ひます。

高橋 これで第一回の講師の御発言が終りました。御発言の中に、労働者家族問題の概略、あるいはその重要性、問題点がかなり出てまいりましたが、なおもう一度、今度は具体的な問題につきまして、さらに講師の先生方に掘り下げていただきたいと思ひます。それで今度は問題を労働者家族の経済生活の面と、社会的生活の面の二つに分けて、その範囲でお話し合い願ひたいと思ひます。

〇経済的生活の問題について 九沢 私は、労働者の家族にとつて、経済生活の問題は非常に重要だと考へます。まず第一に働く場所がなくてはならない。失業しては収入がありませんから。第二に、文化的生活が営めるだけの賃金の水準が確立していること。この二つは欠くことのできない二つの柱だと思ひます。労働者にとつては賃金が生活の根拠ですから、それが入らなくなつたらさう困つてしまふ。しかも失業というのは決して本人の意志ではない。停年制というのと同じです。また、働か

ますと、やはり収入が途絶え、早速困つてしまいます。こういう例は非常に多く、このような面が非常に重要だと思ひます。この点、私どもは社会保障を拡充したいと希望しておりますが、まだずいぶん不十分だと思ひますので、この点について御討論いただきたいと思ひます。

高橋 収入の途絶えた場合の問題が出されましたが、それとやらはらの支出の問題もあると思ひます。家族がふえたと、生活上の事故のために不時の支出がふえるという問題も大変な問題です。その点、そういう問題も含めて、近藤先生に、社会保障について、あるいは広く経済という点からうかがいたいと思ひます。

近藤 今云われましたような問題につきましては、従来は家族の世帯主が責任を持つて、まかなつてきたのであります。が、そのような場合、世帯主だけではとうてい生活の安定が得られないので、これに国が関係いたしました。事業主と本人が保険料を払い、あるいは税金によつて、その費用をまかなう。方法はいろいろありますが、ともかく国の責任において、不時の場合の生活を守るというものが社会保障であります。具体的な例として、いま病氣の話が出ましたが、現在、労働者の中の二割五分の方がまだ健康保険に入つていない。今度、国民健康保険というのでありますが、これは、労働者以外の人を対象につくられたもので

す。しかし、現在職場の健康保険に入っていない人は、当然これに入らなければなりません。これに入れば医療費のほぼ半分は保険でまかなわれますが、それに傷病手当というのがあります。それから、労働者を問題にする限り職場の健康保険の方に加入すべきだと思ひます。こういう具体的な問題を取り上げれば、いろいろあることと思ひます。

仁木 先程給料のことが出ましたが、私の会社(日立造船)では大学新卒の初任給一万四千二百五十円、短大卒の女子で一万四千円、高校卒は工員の場合、約一万八千円、中学卒は六千七百円から七千五百円当りです。それが百人未満の企業では、労働時報の十二月号によりますと、中学卒業の初任給六千円、高校卒七千円、大学卒一万円あります。私の会社では、大学出は十年たつと三万五千円くらいになります。中小企業では二万二千三百七十円、高校卒は一万七千二百四十円、中学卒は一万五千円です。

また健康保険は、事業主が四分の三負担し、従業員は四分の一負担となつております。それから産婆さんを専門に委嘱して、各家庭をまわつたり、主婦を集めて計画出産の講習会を開いたり、料理や洋裁の講習会を開いたり、家庭集会を持つたり、貯金奨励なども大いにやつております。それから毎年、カレンダーと家計簿を主婦に配つて、正確につけるよう、婦人部長にサンプルをわたしてやつ

ております。また家庭の主婦は、あまり外出しないので視野がせまう、計画性、合理性に欠けている点があると思われまふので、今後は、家庭管理などの点を大いに啓蒙したいと思つております。こういう点でも百人未満の中小企業において、手が打たれていないのであります。日本の生産の大〇パーセントは中小企業によつて行なわれ、日本の産業機構の中心をなしている点からいいたしても、中小企業の発達はいかん日本産業を左右するといつても過言ではないと思われまふ。中小企業の問題は古くして新しい問題でございますから、この点、政府が大いに力を入れていただきたい。具体的中せば、福祉厚生に民間有識者に諮問するとか、そういう人を訓練して非常勤公務員にして、まだ健康保険やその他の社会保障の恩恵を受けていない零細企業の家族たちを発見し、開拓し、指導する必要があると思ひます。婦人少年室なども、三、四人の職員で仕事をせよというの、少しどうかしているのではないかと(笑)。もっと手先になる人を民間に委嘱して、そういうPRをやるべきではないか。それから、私の方の会社には、方々に寮があつて、労働者や家族たちのここの場所になつていますが、中小企業にはそういうものがない。それに主人の収入だけでは足りないから奥さんが内職をしたり、働きに出たりする。そういう所には、もっと託児所を増設する。日本

の幼児の死亡率は千人に対して三十六人で、世界一です。これはほとんど労働者家庭の子供です。このように、経営者に能力のない中小零細企業の人たちを政府の施策で救う。そのために、政府自身、人間関係をゆたかにしていただきたい。それから労働災害なども、五か年半減運動にもかかわらず今年は去年と比べて六パーセント増している。その上、二〇パーセントの中小・零細企業が労災保険にも入っていない。そういう低い弱いところを政府の手で救うように考へてもらいたいと思ひます。

西 近藤先生にうかがいたいことがございまして。これは報告書の中でも、ちょっと触れ足りなかつた問題ですが、近代的な労働者家族の範囲の規定でございます。審議会としては、もちろん近代化の方向を考へまして、世帯主と奥さんと子供という新しい家族構成を頭に入れて考へてきたと思いますが、実際問題として、まだ親の問題も相当あるわけでございます。会社によつては親の手当を僅かながら出して、いるところもありますが、具体的な家族の現状に対して、六十歳以上の家族の保障の問題を、会社なり社会なりが、今後どう考へていくか、そういうところの調整がひどくむずかしいように思ひますが……

近藤 日本の現状では、今かりに、日本の労働者の家族の形を全部近代化してしまつたために、今まで世話していたお年

風

光明なる信州諏訪湖のほとり
に、湯の香ただよう下諏訪町
がある。古い歴史をもつ町だが、脱
皮は鋭い。
諏訪大社あり温泉ありで、むかし
は名高い宿場町として栄えたが、今
日の下諏訪は隆々たる精密工業と
めざましい商業活動のいばぎに明け
くれる活気にみちた街だ。

ここに「新しい世の流れを正しく
認識し、相互の友愛に基く」若い店
員さんたちの蟻の会がある。この会
てゆく。歌い終るとき、軽い気もち
の自由人にみんながなつて
いると異口同音に云う。

★歌う蟻たち

会合は、まず歌で始まる。歌って
いるうちに、仕事が肩からはずされ
てゆく。歌い終るとき、軽い気もち
の自由人にみんながなつて
いると異口同音に云う。



雄 敏 日 春
店員グループの蟻の会

歌が大好きな篤志会員
が、良い歌をえらんで刷っ
たのをみんなに配る。それ
を声をそろえてうたう。歌
い終ると、鐘を鳴かせて必
死の研修課題に立ち向う。
若き次代の担い手たちであ

★山の冷雨で芽生えた

ご用さきや配達の時など、町内の
店員が互いに顔を見合わせることはし
ょっちゅうである。どこの店員だか
も互いに知っているのに、ちょっと
頭を下げるだけで、話し合うことも
なく、その機会も持たない。そんな
状態がずっと続いていた。

一會員の言葉をかりれば、「毎日
孤独のなやみと、決死の前進がある
だけ」だったと。

そんな或る日、定休日に山へ行こ
うと相談ができて、数人で和田峠か
ら美が原高原へのハイキングとなっ
た。頂上近くで冷たい雨が降りだし
たので、山小屋でやむのを待った
が、はげしさを増すばかり、時間の
空費におどろいて予定をあきらめ、
バス乗場の三城牧場へ急いだ。急
な下り、ころんたり、手をつないで急
坂を下ったりの苦難の連続だった。

バスを待つ間のあたたかい焚き火
が、店員の会結成の口火に点火した
のだと、当時の感激をこめて語って
くれた。昭和三十一年九月のことだ
った。そして、翌十月、同志五人で
会をつくった。

★各駅停車の鈍行主義

総勢五人の「蟻の会」は極めて慎
重な動きではじまった。会をつくっ
たことだけで、うれしくてたまらな
い。目の前が急にあかるく、毎日が
たのしくて仕方ないというふうだっ
た。メンバーの中の二人が路で逢う
と、百万の援軍を迎えたような気も
ちがした。孤独を吹き飛ばし
て、悩みを語り、励まし合う友がで
きたことは、店員生活の精神的支柱
となった。

会合の時間と場所には苦心した。
ある早晩、神社の高台で会合したこ
ともある。その間にも、孤独と闘っ
ている人たちが早く迎えて、この欣
びを頒ちたい心のあせりと、せいで
は事を仕損じる思いとの相剋を味わ
った。珠算やペン習字をやるう、商
業講座も学びたい、思う存分討論も
したい。一人では出来ないことが会
でやればいろいろ出来るだろう。同
じ立場、同じ志の者が集まって教養
を高めることやレクリエーションな
ども大いにやりたい。

しかし、それには綿密な計画がい
る。時間や経費もなくしてはだめだ。
にめげないよう「蟻の会」と名
づけたのだという。

何より第一に店主側の理解のもとで
推し進めなくてはならない。とかく
つきものの労働問題や政治活動は、
タブーとして、誓ってふれないこと
にした。

事ある度にみんなの意見をきいて
は結論をだし決して一台の機関車で
引いて突進することはない。か
つ、骨こい仕事は成就しないとい
うのが当初の考え方だった。それで、
はじめはただ休みを利用しては、レ
クリエーションだけをやって、これ
には、会員外の参加を歓迎した。

これに加わって一日の行を共にし
て見ると「蟻の会」の理念に燃える
共感を覚え、だんだん入会者がふえ
てきた。退職や転居以外の脱会者は
今日まで一人もなく、宣伝や勧誘は
一切やらないのだそうである。

★蟻の会の仕事と周囲の人々

この三年間に蟻の会はどんなこと
をしたか。何にもまして大きな成果
は、少年店員のみが持つ暗い孤独に
灯をともしたことであった。

先ごろ発行された機関紙「蟻」創
刊号の紙面の半ばを埋めて、この感
激が急流のように音をたてて渦巻い

ているのを見れば解る。残り半分の
紙面では、商工会議所会頭や、町内
中堅店主の商青会々長、町商業委員
長らが、若い情熱と美しい友愛によ
って、数々の制約を克服し、健全な
歩みをつづけた善戦をたたえ、或る
いは大いに若い世代の感激を味わい
つつ視野を広めよと激励している。

年少労働者福祉員である商工会専
務が映画館主を説いて了解を得、店
員身分証明書を発行、これで三割引
入場が実現したのも、ついこのころ
のことである。町を挙げて、精神的
支援を惜しまないあたたかい眼差し
でその前進を見守っていてくれる。

こうした環境の中で「蟻の会」の
人たちが感奮興起して、今、その期
待に応えるべく、新しい前進をはじ
めようとしているところである。

昨年実施した松本市商店街見学会
で、会員一行は、目的地へつくどま
ずみんなで二軒の百貨店を見学した
あと、三々五々思い思いの店をつぶ
さに観察した。時間をきめて松本城
前へ集まり、芝生で反省会を開き、帰
路、塩尻峠で遊んだ。これは一例に
すぎないが、その真摯な態度には同
行の某店主も全く感動したという。

これからの行事計画としては、次

のようなものが予定されている。

- 1、甲府市視察旅行
- 2、蓼科高原ハイキング
- 3、ソフトボール大会
- 4、蓼の海ハイキング
- 5、三周年記念行事(店主家族、店
員運動会、商事講座、記念講演会)
- 6、「蟻」第二号発行
- 7、新年会
- 8、総会・役員会

このほかに、毎月十日と二十日の
夜開く例会がある。有益なテキスト
を使って勉強することもあるが、次
回例会の課題は、1、珠算 2、包
装しにくい商品を持ちよって包み方
研究 だそうである。

例会閉会の直前に、次の課題を協
議してきめる。
三十か条の会則があつて、会議・
役員・会計・規律等がきめられてい
る。会費は月五〇円、新入者の入会
金五〇円である。

★らくがき帳のこと

最後に、この会の運営について、
特徴的な試みがなされていることを
お伝えしよう。

らくがき帳の回付がそれである。
三〇円ぐらいのありふれたノートで
表紙に「らくがき帳 蟻の会」と書

かれ、第一頁に回送順が書いてあ
る。その次を開いて私は感激し、感
嘆した。そこには月日、記名、無記
名或るいは変名自由、その内容は紙
面が許されないで多くを紹介でき
ないが、その一部を記して「蟻の会」
の紹介を終りたいと思う。

最近入会した人たちの氏名と店
名をお知らせします。(会費)

友のすすめで蟻の会にはいった。
暗夜のともしび、探し求めていた
ものを突然見出して、急に毎日が
たのしく、明るくなった。

週休制になったり、その休みを
有効に使おう。

手は大きくふくれたっていい
ほどいい

そんな手とあくしゅするとき、
おそはいえない

中野しげはるの詩です。これをよ
むと勇気がわくよ。

今日もあしたも、このノートは休
むことなく回され続けるであろう。
(長野県労働基準協会諏訪支部主事)



真狩村のいも堀の児童たち

を要するので、現在、真狩村に二〇〇か所の澱粉処理場があるが、大部分は個人経営または二、三軒の協同で水車を使った原始工業である。これを農村留滞村のやっつけ的な農協直営の工場にする、いもの消費量も少なくすむ（澱粉一袋あたり四・五俵のところ、三・五俵になる）、買上げ値段も高くなり、一石二鳥である。さらに澱粉を農協にまかせると、いも堀にも、殆んど人を雇わなくてもすみ、一石三鳥となるわけである。また、手掘りによらず、動力・畜力をもっと導入する必要がある。この点、網走地方は機械掘で、資金も反響の請負制度から、一俵掘りあげる毎の賃金に改められ、留滞村は月給制を採用し、労働者も、単独者を求めるため、児童同伴

はみられなくなってきた。父兄の考え方は所謂出稼根性で自律精神がなく、口をあずけ、旅費を支給され、生活費が助かると思っているが、実際は前借金・酒代を差引かれると赤字となったりして、また来年度の労働が予約されることとなる。児童の教育に対して「食っていけぬのに何の教育だ」とい、周囲も貧困だからと、許容しないまでも、黙認している形である。要するに関係機関・団体が協力態勢を一層緊密にして、この問題解決に情熱を傾けなければならぬと思う。

いも堀就労児童について
いも堀就労児童に従事する児童労働の実態については昨年本誌十月号で年少労働者の青森県下北地区現地調査の結果がうまくとまっていたので共通な面は省き、北海道における最近の状況、防止対策等を主にのべてみることにする。

北海道では昭和二十五年からの悪慣行の打破に意を注いでいたが、GHQならびに年少労働者陳水は江氏の御力添により、解決の曙光を見出し、法的規制、関係機関の協力が着実に奏効し、就労児童も逐年減少をみるに至った。渡島支庁管内で二十五年二、七〇〇名にのぼった就労児童が三十二年には二四〇名になったのをみてわかる。

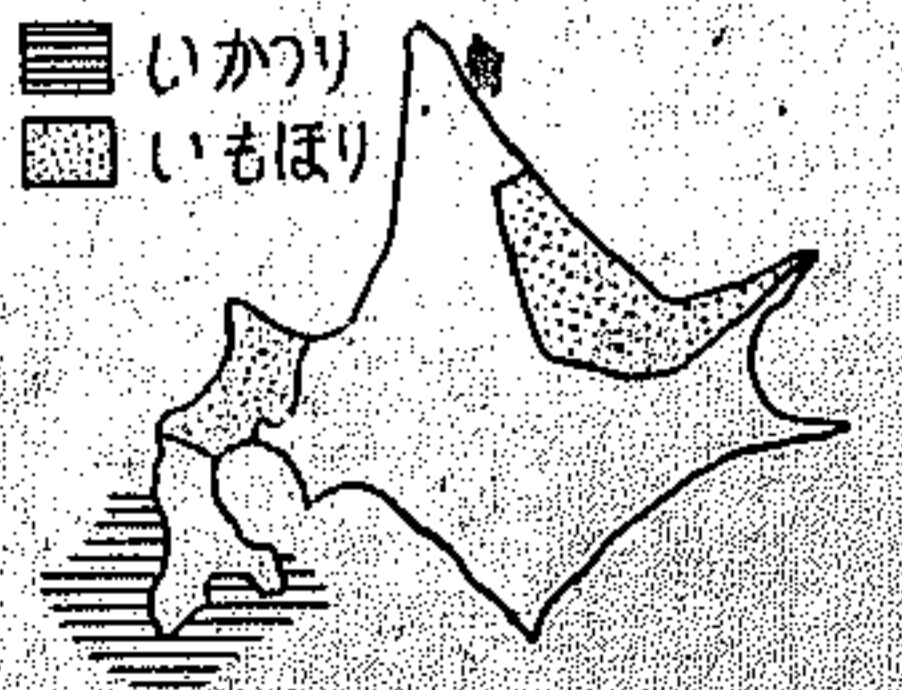
漁場は渡島半島西側海岸一帯であるが本年は近來稀な秋の豊漁に恵まれたので、またもとに戻るのではないかと心配

年少労働風土記

① 北海道

いも堀・いか釣に働く年少者たち

阪本孝子



いも堀就労児童について

北海道に赴任してまだ半年を経過しないが、産業構造・文化・経済生活・生活意識等の面から眺めて前任地兵庫県とは対照的である。従って年少労働風土記の先陣を承って年少者地方慣行の紹介となつたわけであらう。最低年齢未満の児童の就労する業務は後志管内真狩村・岩内町・喜茂別町のアスパラカスの採取・撰別、余市町・仁木町・大江村の林檎の袋かけもあるが、作業内容、児童就労に及ぼす影響は大した問題はない。

「いも堀」・「いか釣」就労児童については北海道の特殊事情にもとづく慣行として根深いもので、関係機関の協力により、相当効果をあげてきているが、社会問題として今後の解決にまたなければならぬ点が多い。紙数の制限もあることとて

北海道の馬鈴薯の生産額は一、五三三、九三〇屯で全国の四・五割を占め、本州方面に移出すると同時に、澱粉加工・アルコール生産も行ない、本道主要農産物の一つであるが、広大な地域の農業労働は家族外労働者を必要とし、この需要が日本海沿岸の零細漁家の漁閑期の季節労働にたよっているわけである。これは数世代前からの慣習の形態で、近年、にしん・いか等の不漁に伴って、ますます過剰労働のはけ口となってきた。季節労働者だけの問題なら、どこにもある形態であるが、じゃがいも収穫期には子供同伴、一家総ぐるみ移動となることに問題が派生する。この受入地の最も代表的なものは後志地区羊蹄山麓地帯と網走地区釧路山麓地帯である。ここでは主に羊蹄山麓真狩村の実態について述べる。

いも堀は「反ぼり」という請負制度で一反六五〇円・七〇〇円で契約する。働けば働くほど収入が増えるので、児童は労働力として欠くことのできないものと

なっている。児童も大人と同じようにいも堀をやることもあるが、多くは月給をもらって、朝に星をいたたき、夕に月の影をふんで帰る生活が約三か月続く。顔も洗わず、髪もとかさず五時頃に起きて、畑にいき、終日働きつづけ、寝るだけである。十月ともなると、畑のうねに水がはり、冷たくて泣きたくなるのをがまんして拾う。親は子供がかわいそうだと思いがちだが、叱りつけて働かせる。いも堀にはいきたくない、早く家に帰りたいと、親子ともども思っているが、生活が苦しく毎年出稼を繰り返している。

子供達はこの期間就学せず、放くべからざる慣行として、幾十年を経過してきたのであるが、道青少年問題協議会が三十一年からとりあげ、実態調査を行ない、いも堀就労児童対策協議会を結成し、地元も努力した結果、ほぼ不就業排除の見通しもつてきた。就労状況も年々よくなつてきているが、中学で五四％、小学で八三％といった就学率である。いも堀児童対策で今後引き続き検討・努力を要する問題点は、児童就業奨励に対する措置と住居の問題である。

受入地では九月・十一月の間、期限付教師を採用、入村児童に対する教育に専従させ、机・椅子の準備、教科書・給食の無償給与、学級費の免除を行なうなど心をくだいているが、通学距離が平均四軒、友達もなく、なれない学校にはいづい足の遠さがるのもむりはない。せめて、雨降りでも行かせたいという親もあるが、傘もなく忙しい時は二時間の授業を受けて帰るものである。児童は仮入学の形であるから、送出側で移動児童全部の行先の把握ができない場合、受入側でも督促がゆき届かないこともあり、広大な面積の巡回は機動力がないと間にあわない。この配車は協議会でとりあげ、オートバイ一台が真狩村で今年購入され、漸次成績をあげている。増台されればさらに就学率は増すであろう。

つぎに、住居は普通物置・家畜舎・農具小屋があらわれ、雨露をしのぐに足る程度のものが多く、採光通風わるく、布延等で間仕切りして数世帯が雑居し、やと就寝できるほどの床面積しかない。室内は寝具や炊事道具が散乱して、一種の臭気が漂い、風紀・衛生上がらいつて児童にあたる影響が少なくない。

受入協議会では飲料水・住居の整備について各戸に注意し、労働基準監督署でも指示をあてられているので、これから少しずつよくなることと思う。

また、送出町村で児童をあずかる合同宿舎の構想について検討しているが、なかなか実現できない。一時保護受託や里親はさらに困難が伴うので、むずかしいようである。

根本的対策としては、受入農家経営の合理化、父兄の考え方の変革がなければならぬ。いも堀を短期間に掘りあげて澱粉加工に廻す関係上、一時に多数の労働

されたが、渡島地方教育局で調査したところ七か町村十三校の回答で二〇五名ということがわかった。もともとの数字は周囲の状況を顧慮しての内輪なものだということであるから、実数はもっと上廻るものであることが推察される。

この地帯は、ほつけ・ます・とうもろこし等の漁獲もあるが、約九割は夏いか・秋いかの収入に依存して生活している。道南地方は一般に貧しく、古くから水商売・出稼の給源地となっている。松前町の生活保護率は一、〇〇〇人に對し四九人とっているから全国でも屈指ではないかと思う。昨年までの不漁で生活に喘いでいた漁家が、豊漁を目前にして児童の就労にたよるを得なかった心持もある程度わかる。加うるに新しい漁具・漁舟の普及により、熟練を要した漁法が単純な肉体労働で出来ることから老練な漁夫より腕力のある中学生の方が収入のあがるところに問題が派生する。中学生は大人と同じ労働をして平均五万円は稼ぐという。しかし、いくら生活のためといえ、年少者の深夜業が許されていない。連絡船からみる舟の灯は観光北海道に少なからざる役割を果たしているが、その灯の影に児童が苦悶する姿を思いおこす時、涙をそそる。拘束時間一〇・一五時間、首筋や手首は合羽ですれかき炎をおこすことが多い。函館労基署労災保険支払件数三〇〇〇の中、七〇

○はいかつりの災害だという。しかし児童の災害は数字にはあらわれないであろう。

いも堀の場合と同じく父兄は、子供が油をすることは当然だ、有害だとか危険だとかいうことをあまり問題にしないでもらいたい。板底一枚下は地獄だという考え方は漁師はとまらぬ。海に落ちても寿命があれば助かる、海を恐れぬ精神を小さい時から教えるのだ、親がついて実習させているのに何が悪い、学用品・旅行費の足しにしたいと子供が自主的にいくのまでもやましくとめないでほしい。というのである。

このような状況下で、私たちは教育局・労基署と連絡を取り、地元について漁民・漁協・青年婦人団体・舟主・町村当局と膝つき合せて話しあい協議に努力してきた。道青少年協会で小委員会を組織し、恒久的対策を協議中であるが、今までに次のようなことが話しあわれた。

(1) 金融、食糧整理のための補償金、内職あつせん等沿岸漁業の恒久的援助対策の樹立。(2) 魚価の維持、豊漁貧乏にならぬよう値段の下がつた時の補償を考へること。(3) 町村当局の産業経済の根本的健全化が必要である。いかに主体にした生活から農工業への移行を図る。稲作、金になる蔬菜の栽培、くん製・罐詰・冷凍の水産加工品の製造にふみきる。(4) 職業訓練所を設置して漁家の子弟の技術指導

第十三回 働く年少者の保護運動 生活文授賞地区大会と各種の催し

第十三回（昭和三十四年）の働く年少者の保護運動は既報のとおり、十一月一日から十日間にわたって行なわれましたが、その最大行事として、今回は福島・東京・滋賀・大分・徳島の五県で「働く年少者の生活文」の入選発表と授賞のつどいが行なわれましたので、その模様にあわせて、その他の各種の催しについて大会開催県から報告していただきます。

楽しい雰囲気を目標に

—東北・北海道ブロック—

福島県人少年室

第十三回働く年少者の保護運動にあたり今年東北、北海道地区働く年少者の生活文労働大臣賞授賞式を中心とした東北・北海道地区大会を福島市で開催することとなり、保護運動の中心は先ずこの大会におかれた。

県下の働く年少者の数は約一万二千人で紡績業に働く者が一番多く、また、商業に働く者が約三〇％を占めていることが特徴的である。とかく、労働環境にめざましい住込店員に、せめてこの機会に各地（北海道は惜しくも欠席）から出席する受賞者との交歓をさせたいものとの動員について奔走した。

十一月四日、大会は新築の公民館で県



労働大臣賞授賞式



市・労働基準局等の関係機関との共催関係団体の後援の下に開催された。この日のために数回の準備会をもち、日頃けなげに働く年少少女達をいかに楽しませ有意義なものにし、あまり困苦しくならないようにアトラクションについてもいろいろ意見が交わされた。開会に先立ち午前十時、各室長をはじめ東北の遠隔地から附添いとして出席された事業主、父兄、恩師等に囲まれて、受賞者と記者団との懇談会が行なわれた。山形からこの会のために出席された教護院長さんは「みなさんの生活態度こそ施設にいる子供達へのおみやげだ」と感激された。

午後一時授賞式を開会、多くの来賓と共に年少者の明るい顔、顔で会場は埋めつくされていた。労働大臣代理として本省の徳永課長補佐から大臣賞が授与され、激励の言葉がのべられた。続いて知事代理として副知事・市長・基準局長・室長等から五つの地方賞が十五人に授与された。商工会議所会頭の来賓祝詞等数々の温かい言葉がのべられ、授与はあきれそうな顔をした福島の秋葉裕子さん（紡績工）から受賞の言葉が感激をこめて述べられ、意見発表では秋田の鳴海君（菓子工）の明るい人柄が緊張感を爆笑の中にときほぐしてくれた。祝詞は特記すべきものであった。

プログラムは進行して「働くよるこび」について話合が行なわれた。大臣賞受賞者と地方賞受賞者三人が壇上に並び、市・労働基準局等の関係機関との共催関係団体の後援の下に開催された。この日のために数回の準備会をもち、日頃けなげに働く年少少女達をいかに楽しませ有意義なものにし、あまり困苦しくならないようにアトラクションについてもいろいろ意見が交わされた。開会に先立ち午前十時、各室長をはじめ東北の遠隔地から附添いとして出席された事業主、父兄、恩師等に囲まれて、受賞者と記者団との懇談会が行なわれた。山形からこの会のために出席された教護院長さんは「みなさんの生活態度こそ施設にいる子供達へのおみやげだ」と感激された。

午後一時授賞式を開会、多くの来賓と共に年少者の明るい顔、顔で会場は埋めつくされていた。労働大臣代理として本省の徳永課長補佐から大臣賞が授与され、激励の言葉がのべられた。続いて知事代理として副知事・市長・基準局長・室長等から五つの地方賞が十五人に授与された。商工会議所会頭の来賓祝詞等数々の温かい言葉がのべられ、授与はあきれそうな顔をした福島の秋葉裕子さん（紡績工）から受賞の言葉が感激をこめて述べられ、意見発表では秋田の鳴海君（菓子工）の明るい人柄が緊張感を爆笑の中にときほぐしてくれた。祝詞は特記すべきものであった。

プログラムは進行して「働くよるこび」について話合が行なわれた。大臣賞受賞者と地方賞受賞者三人が壇上に並び、市・労働基準局等の関係機関との共催関係団体の後援の下に開催された。この日のために数回の準備会をもち、日頃けなげに働く年少少女達をいかに楽しませ有意義なものにし、あまり困苦しくならないようにアトラクションについてもいろいろ意見が交わされた。開会に先立ち午前十時、各室長をはじめ東北の遠隔地から附添いとして出席された事業主、父兄、恩師等に囲まれて、受賞者と記者団との懇談会が行なわれた。山形からこの会のために出席された教護院長さんは「みなさんの生活態度こそ施設にいる子供達へのおみやげだ」と感激された。

から元気な礼状がよせられ、室員一同却って元気づけられ、懐い出を楽しんでいく。

二十八日、小名浜港で知られた磐城市で市並びに福祉事務所・協賛員等の協力によって、第三回働く年少者の座談会がひらかれ、ついで慰安観劇会が開催された。休憩時間や休日が与えられていないものなど働く環境は様々であるが、年少者は明るい笑顔で素直な発言をしてくれた。このような地域の協力による自主的な行事が各地で行なわれつつあることはまことに望ましい。その他白河市・須賀

参加者の感想から

—関東・甲信越・静ブロック—

東京婦人少年室

例年の様、まったく一丁張りな心労である。通り、今しかし、よくしたものでどうやら事故もなく、今年も、閑なくすんでしまえば、自分達は結構、我東甲信越、田引水で、とてもよかったと、まあまあこれくらいのことじゃあないかしら来年はもっと素晴らしいなどと、この一か月苦勞を共にしていただいた協賛員、室員一同と心細くなくさめあつたり、はりきったらしいのである。

さて、//集い//終了後の翌日は追いかけるように当日年少者を派山連れて参加していただいた日立の亀戸技能者養成所の係の方から、参加者一人一人の年少

者の感想文に添えて、次のような感想を寄せてくださったので、この一文をお借りして、私の感想に代える。

去る五月、私は養成所の一年生と共に第一生命ホールで開かれた「働く年少者の集い」に参加しました。若さにあふれた年少少女に交っての平日は、ほんとうに意義深いものでした。婦人少年室主催のせい、か、雰囲気、家庭的で、実に和やかでした。

最初に「黒い牡牛」というテクニカルな映画を見せられました。それは、ある嵐の夜、母を亡くした牡牛を助け、立派に成長させる一少年を描いた映画で、真の愛情を持って戦えば、何事にも打ち勝てるという日頃の私の考えを、この映画によって再認識させられました。特に少年のいきいきした顔と、生きものに對する愛情、また少年の愛に報いた牡牛の忍耐強さが印象的で忘れられることができました。

さて、本番の労働大臣の表彰ですが、各県から表彰式に上京した年少少女たちは皆嬉しそうでした。農業をされている人はその人らしく顔は陽気な感じで、いかにも健康そうで大らかさがあふれました。たくさん賞品をひき、関係者からの激励の言葉を聞いている姿は希望に満ち満ちて、ほんとうに立派でした。朗読の態度も、音声もはつきりしていて、よくききとることができました。

内容は、労働大臣賞というには、少しさびしい感じを受けましたが、中学三年である吉田さんの計画的な物の考え方としっかりと遠い将来のことを考えているのには感心させられました。また、遊びたい盛りの少年が新聞配達のかたわら病身の父母、幼い弟妹の面倒を見、将来は教職員になろうと努力しているには、頭が下がる思いがいたしました。徳川夢声さんのお話もユーモラスの中に、私たちが生きる上に参考となるような体験談で、年少少女には大いに学ぶべきものがあつたと思います。最後にNHKの坂元芳子先生の指導で、ベートーヴェンの「歓喜の歌」を一緒に歌いました。若き日幸あり望みはあらに、歓喜にあふれて進まん我ら希望は果なし四海の限り輝く行くては我らを待てり部屋も割れんばかりに歌う年少少女の瞳は希望に輝いていました。十二時、予定通り会は終わりました。半日ではあつたが、共に過ごした年少少女と、また離ればなれになって働くのだと思うと、すくなからずさびしさを感ずりました。

このほか協賛員の方たちからもいろいろの御感想が寄せられましたが、紙面の都合で割愛いたします。

（東京婦人少年室長 高崎節子）写真は受賞作品を朗読する東京の吉田松君（新聞配達、十五才）

スローガンを中心に

近畿・中部ブロック

滋賀県人少年室

の主な行事をあげておこう。

中部ブロック大会
 〇紙上座談会 毎日新聞と共催の支局長
 司会による座談会で、工員・店員・新聞
 配達員・少年が、もし余暇があったらま
 ずぐつすり眠りたいと話した。その中
 から、心身共に成長期にある彼等の健康が心か
 ら案じられた。また大人が青少年問題を
 論じる前に社会人としてもしっかり反省して
 ほしいとの意見もあった。

〇働きながら学ぶ少年と親の懇談会 大
 津高校定時制二年生八十名と例年により
 懇談会。週休制がない、年少者の残業の
 こと、健康診断を一度も行ったことがな
 い、健康保険や労災保険に加入してい
 ない等、不平不満が噴出した。大津監督
 署・職業安定課も出席し、具体的に個々
 に相談するように話す。労働条件の悪い
 職場の生徒が最前列の席に座って憂いげ
 な顔付をしているのが胸を打つ。

〇商店街の主婦との懇談会 協賛員の熱
 心な協力により彦根市エビス講堂出しの
 直後の夜、中学校教師・彦根署長も参加
 して商店街の主婦十五名との懇談会を行
 い、席上、次のような意見が出た。
 六月頃、彦根東中学校が春卒業した

生徒の動静を東京へ見に行きたところ商
 店に寝室もなく廊下や倉庫に寝ていた。
 職場の雰囲気が悪い、食事が足りない等
 で転職者が続出した。労働省はもっと年
 少者の気持を考慮して保護してほしい。
 年少者を採用する場合、学業成績のみ
 に捕われず人間性をよく見てやってほし
 い。(以上教師側意見)

年少者の適性を知り、本人に適した職
 場を学校や職安で探してやってほしい。
 週休制の余暇に無料で利用できる施設
 を考えてほしい。
 一斉休日は主婦が留守番をするため、
 電話だけでも忙しく休養どころでない。
 消費者一般が協力してくれるようにPR
 してほしい。(以上主婦側意見)

〇関係者との反省会が出た意見 今後、
 大会にはスローガンをもちと生がす内容
 を盛りあげること。
 早急に福祉員制度を徹底し、基準局と
 の協力体制をもつこと。
 福岡市から来て大津のクリーニング店
 に働く豊田少年の

九州地方大会の報告

大分県人少年室

第十三
 少者の保護運動九州地方大会は、主催、
 大分県人少年室・大分労働基準局・大分



として豊野年少労働課長の挨拶、ついで
 主催者側から大分県知事代理大分県八並
 商工労働部長・小松大分労働基準局長、
 大坂大分婦人少年室長が挨拶した。

第十三回勤労年少者の保護運動の目標
 である余暇生活の健全化と、新しく発足
 した年少労働者福祉員制度の展開につい
 て理解と協力を求めるの挨拶は、参加者
 の胸をうったことと思う。また、来賓と
 しては、上田大分市長、草本大分県年少労
 働福祉増進連絡協議会長、菊川中小企業
 団体主婦代表の祝辞があり、以上の激励
 と慰撫の感激の中に、謝辞として受賞者
 代表福岡県の徳増民恵さんが今日の日の
 意義と将来の誓いをのべた。ひきつづい
 て労働大臣賞作文朗読として、地許大分

郷土芸術にくつろいだ

年少者たち

— 四国・中国ブロック —

徳島県人少年室

心配さ
 れた前夜
 の雨もす
 っかりあ
 がり秋晴
 れの十一
 月十日午前九時から徳島公園にほど近い
 教育会館で勤労年少者保護中国・四国地
 方大会が開催された。中国・四国各県の
 大分県受賞者は各々室長に連れられ元氣



県、後援、大分県教育委員会・大分市・N
 H K 大分放送局・大分県年少労働者福祉
 増進連絡協議会により、二豊の空澄み渡
 る十一月十日、十二時より十六時にわた
 って、大分市荷揚町大分県教育会館三階
 ホールにおいて開催された。会場正面ス
 テージには、日の丸の旗を中心に三大ス
 ローガン、一、勤労年少者にあかるく健
 康な職場を与えよう！二、勤労年少者
 は余暇を有効に使いましょう！三、勤
 労年少者の福祉については年少労働者福
 祉員え！が両そでに掲げられ、一、瓶の
 菊花ふくいくと香る中に、松野労働大臣
 代理として臨席の労働省婦人少年局長野
 年少労働課長、各県婦人少年室長をはじめ
 来賓が着席、大分県警察音楽隊が歓迎
 演奏をかなでる中に九州各県勤労年少者
 約五百名を迎えて開会された。

まず、植川大分労働基準局監督課長の
 開会の辞につづいて、本大会の中心行事
 である勤労年少者の生活文の表彰式が行
 なされた。九州地方大会では、さきに労
 働省が募集した九州各県の生活文の中で
 労働大臣賞を受けた八名に対する授賞が
 行なわれたが、これには副賞として、N
 H K 賞・民放連賞が授賞された。また、
 大分県地方としては、県下の勤労年少者
 十一名の生活文に対して、地方賞(大分
 県知事賞・大分労働基準局長賞・大分県
 教育長賞・大分市長賞および大分婦人少
 年室長賞)が各々授賞された。
 表彰の終了後、直ちに、労働大臣代理

県佐藤勝君、鹿兒島県水元日子さんが各
 々作品を発表した。

以上の第一部のあと第二部はレクリエ
 ーション、格闘高演技豊かな大分大学
 学芸学部人形劇「羊と狼」鶴崎市観光協
 会の優美な民謡鶴崎踊が観賞され、平野
 大分県職業安定課長の閉会の辞によって
 大会の幕を閉じた。

以上勤労年少者の九州地方大会は働く
 年少者の激励と今後の希望ある生活につ
 いて、明るい期待がよせられたものとし
 て意義深い。ことに本大会における中央
 および九州各県をはじめ、県下関係機関
 の絶大な協力がよせられたことを感謝し
 て報告とする。
 (大分婦人少年室長 大坂己年子)

に到着、川の見える宿舎で一泊し、当日
 は期待に胸を躍らせて、最前列に並ん
 だ。
 さて今までこんな大きな行事をもった
 ことのない徳島では、引受けたものの県
 下で大会らしいものが開けるかどうか
 心配であった。関係機関・協賛員・福祉
 員等と呼びかけ打合せを数回持ち、本県
 では、労働条件の問題、賃金・能率など年
 少者の積極的前進を促す問題が沢山あ

る中小企業に、年少者のほとんどが吸収
 されているので、先ず使用者に保護運動
 の趣旨を徹底させると共に、大会に年少
 者を出席させるよう勧誘することに方針
 をきめた。また、この集いが年少者にと
 って日頃の労苦を忘れたのびのびした楽
 しい集いであるように、また他県の年少
 者がめったに来ることのないこの土地の
 持つ良さに少しでもふれるように、また
 何等かの意味で、周囲の大人達が年少者
 に対して、より以上に心が寄せられる
 ように知恵をこらした。

使用者側も当日は休日にもかかわらず
 して全面的に協力してくれたため、会場
 は七〇名余の年少者でぎっしり、補助
 椅子を動員しても入場しきれない状態に
 あった。その日の朝のスーツに身を包ん
 だ東洋紡績のコーラスに導かれ、第一
 部勤労年少者の生活文授賞式には労働大
 臣賞、地方賞の授与が行なわれ、受賞者
 達はみな持ち切れない程の賞品を手にと
 りにふれていた。労働大臣に代って徳
 永年少労働課長補佐、庄野労働基準局長
 の挨拶、徳島県知事・徳島市長の激励の
 言葉に続いて労働大臣賞受賞者の森本啓
 子さんが生活文の通信教育というこの道
 を生かしてを朗読した。高校へ進学す
 る希望を持ちながら職場に出て味わった苦
 労の数々、あらゆる劣等感を克服して通
 信教育によって向上しようとする意気
 を現している。リリしくもかんなな姿、現状を
 肯定し、そこから何らかの手がかりを得

ようと四苦八苦している有様が、生活文の熱演に、真剣に舞台に見入る年少者の瞳も心なしかうるんで見えた。ついぞ第二部に移って徳島大学芸学部小田教授の「かくの如き年少者に期待する」という講演は、ユーモアを交えた話ぶりに場内は笑いにうずまき、和やかな雰囲気の中にアトラクションに移った。阿波の郷土芸術人形浄瑠璃の解説と実演が内町婦人会の手で演じられ、有名な「お母とお父」の物語を題材とした阿波の鳴り、午後には引き続き中・四国の受賞者は「働く年少者の生活文」昭和三十四年度受賞作品より



職場の明るい人とのつながりをつくるために

香川県三豊金属製錬所 職業訓練第八期生グループ

大林茂樹 他六名

グループ賞

瀬戸内海の潮の香を一ばいに吸い込んだ島、直島、ここに僕たちの職場、三豊金属製錬所がある。去年四月、島の桜の咲き匂う中を僕たち七名は職業訓練生として、希望に胸をおどらせて会社の正門をくぐった。それから一年余りになる。緊張と不安と、好奇心に終始した始めの頃に比べて、僕たちもようやく落ちついて、職場というものの、またその中の人間関係というものを見つめることができるようになった。この一年の経験をもとにして僕たちは「社会」の時間をもらって、課題について皆で話し合い、意見をまとめることにした。議長には亀井君を選び、話合の順序を次のように決めた。

- (1)なぜ職場の中で明るい人とのつながりをつくる必要があるのか。
- (2)現在私達の職場ではどうなのか。
- (3)今後どのように努力していったら

じめ室長補助員も参加して鳴戸公園観劇に案内した。秋晴れの好天気恵まれ、美しくしなやかな瀬戸内海の景色を心ゆくまで楽しんだ。夜は授賞者を中心としたささやかな会食を催し、年少者の沢山の話題はつきることなく、時間の過ぎるのもわからない程であった。労働大臣賞受賞者の集いも意義深い、七〇〇名をこえて集まったこの日の年少者の盛況は、何にも負けない意志の強さと勤労意欲をよいか。

以上の順序に従って話し合をすすめた結果、その内容をまとめると次のようになった。

(1)なぜ必要なのか。

考えてみると僕たち訓練生は一日の大半を会社で過ごしている。現在だけでなく訓練生を卒業して本工となっても、ずっと、恐らく生涯を通じてこの製錬所の職場で働くことになると思う。そのような生活の中心となる職場が明るく働きやすい職場であれば、朝は明るい気持ちで出勤して仕事も楽しくできるし、仕事の能率も上がり、安全に作業ができる。また、そういう明るい雰囲気の中で職場で皆と一緒に働くことによってのびのびとした優れた人格をつくっていくるにちがいない。職場の中では、僕たち訓練生同士のようにはい

かな。上司や年齢、生活環境の異なるいろいろな人たちがいる。育った環境も趣味も生活態度も違う。だからなかなか共通の話題もないではないか。それだけに対人関係はむずかしい。だからこそお互いに明るい人とのつながりをつくるよう努力することが必要なのだ、ということに意見が一致した。

(2)それでは現在僕たちの職場はどうなのか。

ここではいろいろな意見が飛び出した。「あまり上役の人とは話したことがないので、意見などいえない」「朝顔をあわせても挨拶をかわしてくれない上司がある。そんな時には一日中不愉快な気持ちになる」。「一部には親分子分のような関係があって、威張って命令したり、私用まで当然のことのようにいって

る。僕たちは雑用でも何でもするけれど、何も威圧的に命令することはないと思う」「職場では親切な人と、仕事の仕方を聞いても不愛想でよく教えてくれない人とがいる。僕たちも早く仕事を覚えようと一生懸命なのだから、仕事は親切に教えてもらいたい」等々。このほかみなこれに類似した職場の経験が中心だ。

こんな不満は職場から追放しなければならぬ。それにはどうするか。「むこうは上役や年上の人のだから仕方がない」「そんな時にはあまり気にしないことだ」という消極的な意見もあったが、確かにこつちからそれを、「直して下さい」とはいえない。しかし表面に表れた不満だけでなく、これらの不満の多くは職場での人とのつながりがこつたでいいのかわか。現在の人とのつながりの中でこういう不満の多くは原因をつきとめ、それを改善して行く必要がある、という積極的な意見が出た。

そこで皆でよく考えてみると、こんな不平不満は親しい間柄では決してこつていないではないか。結局こういう不平不満はお互いに親しくないからでくるのだ。

上司の人たちとも僕たち訓練生同

等を大会にも、できるだけ皆が参加するようにしたらよい。また参加できない人も自分たちの職場を応援して共同一致で楽しむこともできる。また職場で貯金をしておいて春秋には旅行したり、登山したりしてお互い同士が気心を知り合うことも意志の疎通に役立つのではないか。

このほか、そのような職場で楽しむことだけでなく皆の集まりである職場会をもっと活用して、上司の人たちなどともっと意見をかわしあうことが必要ではないだろうかという意見も出た。意志疎通のためにはいろいろな方法があるけれども、確かに職場で最年少の僕たちの発言力は小さい。どうしても大人たちのいうのをだまっで聞く場合が多くなってしまう。でもスポーツでは僕たちが中心になれる。僕たちは一人一人では弱いけれど皆で力を合わせれば職場をリードできる。

僕たち訓練生は職場では最年少、地位は最末端にあるけれども、直島製錬所に働くものの一人として誇りをもっている。出しゃばるのはいくなく、僕たち若いうちで職場に働きかけ、スポーツを通じて皆が親しみあえる明るい人間関係をつくるために、積極的に努力していこう。

「むすぶつ」

をなす。就学期間中の生活、学資等の措置も併せて考える。(6)児童の教育扶助、時間割編成、栄養供給、仮眠室、始業時刻の変更等の配慮をなす。(7)学校の職業教育にいかつりの実習をとりあげること。一方法ではないか。(8)主婦の家計指導や家族計画の指導をする。(9)長欠就労児のケースの研究、資料の作成をなす。(10)地域社会で学校、漁協、婦人会、青年団等が密接な連絡をとり、いかつり児童福祉のための運動をよりあける。

なお、青森県では現地調査、労働基準審議会に諮問の結果、負しきからくるものを一応認め、出漁の際は労基署の許可をうけ現在約三〇〇名が把握されているが、北海道ではこれを認めていない。労基法の適用について今日でも依然としてい気持をもつものも若干あるが、違法状況は、漸次良好となり、地主、漁協も協力してはば目的を達するところまで達した。これも凶漁によるとか、風水害で舟が流されたからとか、取締が恐ろしいからというのではなく、子供が人として育ばれ、子供の犠牲により成立つ社会でなく、児童の健康・福祉・教育の上から当然守られるべきだという考え方に頭がきりかえられなければならない。このような考え方が地域社会の青年婦人層からぼつぼつ抬頭しつつあることを附帯して筆を擡ぐ。

上の人たちとも僕たち訓練生同

「働く年少者の生活文」昭和三十四年度受賞作品より



(資料) (室)

労働者家族福祉に関する報告書

婦人少年問題審議会婦人部会では労働者家族問題について、昭和三十年以来基礎的研究を続けてきたが、一応その結論を得て、十一月十六日、その報告書が労働大臣に提出されましたので、全文を御紹介いたします(本誌「婦人少年局ニュース」参照)

目次

はしがき	第一章 総論 労働者家族の諸問題と推進すべき福祉対策
一、労働者家族問題の発生	二、労働者家族福祉対策の発展
三、今後推進すべき福祉対策の構想	(一) 原則
(二) 具体的対策の方向	(三) 対策を推進させるための体制
第二章 各論 労働者家族福祉対策の問題点	一、家庭経済の問題
二、住居の問題	三、子女の教育問題
四、保健衛生と安全の問題	五、家族関係と家庭管理の問題
六、低所得労働者家族の問題	むすび

はしがき

近時、わが国経済の発展にともない、労働者の福祉向上への関心が深まっています。労働者福祉の一環として労働者家族福祉の重要性はきわめて大きい。すなわち、労働者が人間として物心ともにうれいのない生活を維持し、その生産能力を十分發揮するためには、労働力再生産の場である家庭が円滑に運営され、家族生活が安定していることが欠くことのできない条件である。このことは同時に、労働生産性の向上、労使関係の安定、次代の労働力の健全な育成等、広範な労働政策、経済政策の遂行に大きな意味をもつものである。さらにまた、わが国全世帯中に占める労働者世帯の比重の増大とともに、その福祉はひろく国民福祉の中核としての意義をもつものとなる。以上の見地から本審議会は労働者家族問題の重要性に着目して、労働者家族の

実情の分析ならびに福祉対策の研究を行なってきたのであるが、基本的な考え方について以下の結論に達した。
念のために用語の意味を明らかにして置く。労働者とは、もちろんいわゆる現職労働者だけをさすものではなく、人に雇われて賃金俸給を得ているもの、すなわち、雇用者のすべてをさすものである。家族とは世帯主の対概念としての家族員ではなく、世帯主をもその一員に包含する夫婦親子等の単位集団をさすものである。したがって労働者家族とは、雇用者を生計の中心とする家族集団のことであって、一般に労働者世帯、あるいは労働者家庭と呼ばれるものとほぼ同じ意味をもつものである。

第一章 総論 労働者家族の諸問題と推進すべき福祉対策

労働者家族福祉の積極的な目標は、わが国の労働者家族を、次のような状態に到達あるいは接近させることにあると考える。すなわち、家族成員のすべてが、経済的および精神的に安定した生活を維持し、家族が健全な労働力再生産の場としての機能を果たし、さらに、家族が、社会の文化的発展になうものとしての役わりを果しうる状態である。

に固有の特質に対応した特殊なものに重点をおくが、同時に一般的な国民福祉政策のなかで労働者家族の福祉につながるものも、研究範囲にとりいれるべきである。また、諸外国における経験は十分に尊重されるべきであり、同時にわが国の実情に則した方策が配慮されなければならない。
以下にのべることは、右の前提のうえに立つものである。

一、労働者家族問題の発生
まず、労働者家族には、農業や商工業の自営業家族と比較して、かなり明らかに経済的社会的特質があり、それら起因して、固有な問題が発生すると考えられる。すなわち、労働者家族は、その生活実態においては、国別、階層別に種々な相違があるが、本来的な性格として、つぎのような特徴をもつものと考ええる。

労働者家族は、いうまでもなく、生産手段をもたず、労働者の賃金が減少あるいは途絶した場合、家族全体の経済生活が挫折するおそれがある。また賃金の額は、家族生活の実態に応じて変動するものではないから、家族数の増加や生活上の起伏にともなう出費が生活を圧迫する。このことから、労働者家族においては、一般に扶養能力が低下し、出生抑制の傾向が生ずる。

つぎに労働者家族においては、生産活

動は家庭の外で行なわれる。親子兄弟等の生産活動における協働は行なわれず、親の職業技術を子供につたえることもない。また労働者の転職、転勤によって住所を動かすことが少なくない。さらにまた労働者家族の生活意識は、近代労働者の合理的精神、個人主義的精神を基調とする。こうしたことから、労働者家族においては、成人した家族員の同居は少なくなり、夫婦と未成年の子のみで構成されるいわゆる中核的家族の形態がとられ、出生の抑制と相まって、家族規模は縮小する。また伝統的な家族共同体の性格は減退して、個人主義的、友愛的、平等的な傾向が強くなる。すなわち、普通にいわれる近代家族とよばれる性格がみられるのである。

この傾向は、近代的存在であるという限り、一般に家族にとって幸福を意味するが、反面新しい問題を招来する。すなわち、家族成員の一体感がなくなり、家族結合が弱まって、家庭不和、離婚、環境不適応等が増加し、いわゆる家族解体の現象をかもし出す。また小家族ということからの生活上の不便もとくに不時のさいは、少なくない。

このように労働者家族は、自営業家族と比較して、かなり明らかな性格を持つ。この性格が強く表面化するときは、出生率あるいは婚姻率の極度の低下、それに伴う人口構造の不均衡、家族生活の混乱、崩壊等を招来して社会不安を増大

しやうといえよう。

わが国の労働者家族についてみるならば、その数は年々増加して、現在約七〇万世帯をかぞえ、すでに全世帯数の四割を占めるに至っている。しかし右にあげた労働者家族の特質は、そのあらわれかたが、やや不鮮明である。まず自営業家族との分化が行なわれていない場合が少なくない。第二種兼業農業にその著しい例がみられる。一方いわゆる産業階層の二重性起因して、労働者家族間の階層分化が大きいところから、生活実態においても、家族自身の問題意識においても、共感や共通性が強くない。また、家族員相互の協力扶助を強調する旧来の家族制度の思想ないし政策の影響をうけて、家族の間に、伝統的な共同体的結合が今日もなくなっている。

こうしたことから、わが国では、工業化の進んだ段階にありながら、労働者家族の近代家族としての性格はそのあらわれかたがあまり強くないといえる。

しかし前にあげた諸点は、労働者家族に本来的な特質であり、わが国の労働者家族にも共通に内在するものである。また戦後は法律制度の改革、社会経済事情の変化によって、これらの特質はかなりの表面化し、すでに扶養能力の低下、出生の抑制、家族構造の単純化等の現象は顕著であり、また一部には家族結合の弱体化を示す現象もみられる。今後わが国社会の近代化とともにこの傾向は一そう速度

を早め、広い範囲に普及していき、前にのべたような各種の問題がわが国においても発生し増大していくことはさけられないものと考えられる。

二、労働者家族福祉対策の発展

右にのべたような労働者家族問題の発生は、労働者家族自身の生活に不安をもたらすばかりでなく、社会的にも不安を招来し、また経済発展にも支障を及ぼすおそれのあるものであるから、これに対応して、労働者家族における不安をのぞき、崩壊を防ぐための何らかの保護的な対策を講じることが、国家の関心事となるが、それは国民福祉に対する関心の進展とともに、積極的に福祉を推進する対策へと発展するものと考えられる。

労働者家族福祉対策の発展過程についてみると、工業化が早く行なわれ、したがって労働者家族の経済的社会的問題が早期に発生した西欧諸国では家族福祉の政策が早くから発達している。たとえばイギリスの場合、十七世紀初頭に家族成員間の扶養義務は、すでに夫婦と直系血族相互間に限られており、十九世紀後半の社会立法には、労働者家族の生活保障についての国家の責任が表現されている。また一般に今世紀に入ってから、労働者家族に対する西欧諸国の関心は次第に高まっており、とくに近年いわゆる福祉国家の進展とともに、労働者家族の福祉の理念は明確になり、対策は拡充され、体系化され、またしばしば「一般的家

族福祉対策」にまで発展している。

日本の場合は、前項にのべたように、近代家族としての労働者家族の性格が不鮮明であり、また労働者家族の経済的社会的要求が十分に表面化されないうちのことのために、従来、この問題についての社会的認識は十分でなく、対策も体系的には殆どなされておらず、たとえば、扶養義務範囲は戦後の改正を経た現行法制においても、かなり広く、これは労働者家族の扶養能力をこえるものといえよう。また社会保障制度は漸次拡充されてきているが、家族集団の維持についての配慮は少ない。このようにわが国の現状では、家族扶養は、依然として家族制度的な相互扶助に多くを期待しており、一方家族福祉増進を明瞭に目的とする福祉サービスは、国家の強い関心事とはなっていないといえよう。

しかし、前項ののべたようにわが国においてもすでに労働者家族問題は発生しており、とくに今後は経済政策の進展にともなう、労働者家族の性格の近代化が急速に進むものと思われるので、すみやかにその福祉のための対策を準備すべき段階にあると考ええる。

三、今後推進すべき福祉対策の構想
以上のことから、わが国労働者家族の福祉をすすめるための方策として、つぎのような構想が考えられる。

(一) 原則
1 はじめにのべたように、労働者家族

福祉の目標は、労働者家族が心身の安定、労働力の再生産、文化的諸目的の遂行という本来の機能を十分に發揮しうる状態の実現にある。したがってそのための方策については、政府の努力はもとより、経営者、労働組合、労働者家族自身がともに大きな関心をもつことが期待される。

2 労働者家族福祉のための方策はひろい範囲にわたるものであり、また他の政策分野とも関連しあうものである。しかし、基本的には次の諸角度から対策が研究されるべきものと考える。

(1) (所得水準) 労働者家族が、その生活におけるすべての事故や起伏および家族数の増減を通じて、つねに生活維持のための所得を得られる状態におくこと。

(2) (生活内容) 労働者家族が、住居、医療、食料、衣料、教育、家事処理、休養娯楽等において、つねに適正な生活内容を享受しうる状態におくこと。

(3) (家族関係) 労働者家族が家族生活の起伏、変動を通じて、家族関係において安定を保ち、崩壊の危険からまもられている状態におくこと。

(4) (社会関係) 労働者家族が、近隣との接触その他の社会関係において、つねにその尊厳を守られると同時に、市民としての積極的な役割を果し得る状態におくこと。

3 対策の推進に当たっては、社会一般において家族の重要性が再認識され、その機能の保全についての社会的関心が深まるようにすることが重要である。このさい旧来の家族制的思想との区別が明確に行なわれなければならない。

(一) 具体的対策の方向

右の原則を具体化するためには、前提条件として、労働者家族における所得の絶対的水準をたかめ、収入の途絶を防止するための、賃金水準の向上、最低賃金制の発展、完全雇用の実現等、労働経済政策上の課題があり、同時に、より合理的な国民所得再分配計画による国民福祉の増進が考えられなければならないが、当面研究されるべき主な対策としては、次のものがあげられよう。

1 (社会保障制度の改善) 現行社会保障制度の内容を全般的にひきあげるとともに、とくに扶養家族に対する給付を強化すること。公的な家族手当制度の導入について研究をすすめること。民法上の扶養義務範囲を縮小して公的扶助を拡大すること。

2 (福祉サービスの創設) 労働者家族における手不足その他特殊な問題に対処するために、主婦の手代りを派遣する制度(ホームヘルプ制度)、家庭管理技術を普及する計画、家事処理のための共同施設、家族の休養、娯楽のための事業等特殊な福祉サービスがすすめられること。

3 (低所得労働者家族についての対策の研究) 低所得労働者家族については、右の諸対策に加えてその特殊な問題に対処する特別な対策を研究すること。

4 (民間の家族福祉活動の促進) 政府の行なう施策と相まって、企業、労働組合等によって、家族福祉のための計画がすすめられ、また、労働者家族自身の間に、自主的な向上意欲がたかまるように援助が行なわれること。

(二) 対策を推進させるための体制

労働者家族福祉は、日本の社会においては、新しい問題である。また、対策の実施面では、労使関係に関連する複雑な問題との接触も考えられる。

したがって、対策の推進のためには、労働者家族の諸問題を明らかにし、各方面の認識を深めるための調査活動、広報活動をとくに強化すべきである。また、福祉対策を有効に実施するために、労働者家族福祉事業を行なう団体、あるいは基金等について研究を行なうべきである。

労働収入のほかに生計を支えるための収入をもたない。いかにすれば収入源が単一である。また、その労働収入の額はほぼ一定していて、弾力性を欠いている。これらが、家庭経済の面での労働者家族の特質と考えられるので、この二点に分けてのべる。

○収入源の単一性

いまでもなく、労働者家族は、生産手段を所有せず、労働者である世帯主の賃金、俸給によって生活を維持するものである。また労働者に事故のある場合、他の家族員が労働者の業務をすぐに代行することはできない。したがって何らかの理由で労働者の労働収入が途絶ないし減少する場合、家族全体の経済生活が挫折することになる。ことから、失業、疾病、災害、老齢、死等によって労働者が収入を得られなくなった場合に、労働者自身の生活の保障は、もろろん、家族全体の生活を保障する必要がある。

これに対処して多くの国で寡婦、遺族のための保険或いは年金の制度が発達している。また労働者の保険や年金に扶養家族の追加給付が見られる。

第二章 各論 労働者家族福祉対策の問題点

この章では、労働者家族の諸問題と福祉対策について、各項目別に、行なわれた研究の概要をのべることにする。

一、家庭経済の問題

労働者家族は原則として、労働者の勤

わが国の現行の制度をみると、労働者が一時的または長期にわたって収入を得られなくなった場合の労働者自身に対する保障は行なわれているが、家族を単位としてその最低生活を保障するまでには至っていないといえよう。すなわち、失業保険制度をはじめ、現行の各種社会保

険制度には、家族員のための配慮を行なっているものはきわめて少ない。したがって、夫の事故によってその家族の生活が危険にさらされることが多い。しかも各種社会保険制度や年金制度の間には不均衡がみられ、労働者自身に対する保障さえ十分とはいえないものもあり、さらにこのような制度の適用を全く受けていない労働者家族もかなり多い。

労働者家族の経済生活安定のために、現行の社会保険制度に検討を加え、その適用範囲の拡充、給付期間の延長、扶養家族に対する追加給付等、家族生活維持のための措置が包含されるよう考慮されるべきである。当面の施策としては、失業対策事業の強化、未亡人等のための就業援助方策の推進、退職者のための退職金制度、年金制度、あるいは遺族の生活設計についての適切な指導援助等がのぞまれる。

○収入額の非弾力性

労働者家族の家計は、労働者の賃金、俸給の枠によって規定されるが、この賃金、俸給は、原則として労働者の労働の対価として一定額が支払われるのであって、労働の家族生活の実態に則してその金額が変動するものではない。このために労働者家族の扶養能力は制限され、家計は非弾力的なものになる。すなわち、家族員数の増加はただちに生活水準の低下を意味するし、また、家族構成員の疾病、出産、入学、冠婚、葬祭等によ

る一時的な支出も、家族の生活を脅かす要因になる。このために、労働者家族の間には、扶養義務範囲の縮小、家族数と収入との調整のための方策、教育費、医療費等の負担軽減措置についての必要性が強く生まれる。これに対応して多くの国で、扶養義務範囲は夫婦と一親等親族間に限定され、また公的な家族手当制度が発達している。

わが国の現状をみると、家族数と収入との調整という点については、税制上の扶養家族控除の制度があるが、基礎的方策としての公的な家族手当制度は設けられていない。これに代るものとして、わが国特有の企業による家族手当の支給がみられるが、これは企業が任意に行なっているものであり、したがって全企業にわたるものではない。一方扶養義務範囲は、諸外国のそれと比較してかなり広範囲である。また、疾病等の不時の支出については、健康保険をはじめ各種の医療保険制度があるが、扶養家族に対する給付額は、必ずしもその必要をみたすものとはなっておらず、さらに現行の保険制度さえ適用を受けない労働者家族がかなり多いことは前にのべた通りである。

収入額の非弾力性によって労働者家族の当面する経済生活の不安を除くための今後の措置としては、諸外国にみられるような公的な家族手当制度の導入、民法上の扶養義務範囲の縮小、教育費の軽減等についての検討がのぞまれる。また医

療費の軽減をはかるために、現行の医療保険制度の適用範囲の拡充、扶養家族に対する給付の増額等の研究が必要である。このほか公営の金融機関、あるいは共済制度による低利の金融制度の育成も必要であろう。

また、収入額の固定ということから、労働者世帯では、消費面の計画化ということが、とくに大きな意味を持つことになるが、消費物資の価格の変動は家計を大きく左右し、また、家事担当者の家事運営能力は、消費生活内容に影響を与えることが少なくない。したがって、労働者家族の家計の安定のためにはまず、物価の安定や商品の品質向上をはかるための諸施策がのぞまれるが、主婦が家計の計画化その他家事の合理的な運営に必要な能力を容易に習得することができたための援助も必要と考えられる。

なお、労働者家族の経済生活の安定をはかるための将来にわたる根本的な対策としては、より合理的な国民所得再分配計画の実現によって、平時、不時を問わず、労働者の家族生活維持のための負担が軽減されることが必要である。また、労働者家族の間に自主的な貯蓄習慣が確立されることものぞましいが、そのためには、物価の安定その他広範な経済政策によって、貯蓄意欲が減殺されないように配慮することが必要であろう。

わが国でも近年は、地方公共団体による公営住宅の建設をはじめ、住宅金融公庫、日本住宅公団等を通じての住宅建設計画がすすめられ、労働者世帯に住宅を提供しているが、戦災や引揚者の帰還等によって深刻化した戦後の住宅不足の問題はいまなお解決しておらず、住宅難世帯として数えられている労働者世帯が少なくない現状である。

住宅問題解決のためには、いまでもなく、政府資金による住宅建設、ことに低家賃住宅の建設計画がさらに進められる必要があるが、住宅の質的条件の向上

二、住居の問題

農、商業等の自営者の世帯は、多くの

についても一層の配慮がなされる。また、労働者住宅の建設事業とする民間非営利団体に対する援助の強化、あるいは労働者が自力で住宅を建設することに對する融資の拡充等、労働者家族の住宅建設のためには、政府の政策に期待するところが甚だ大きい。

三、子女の教育問題

労働者家族は、農家・商家等の自営業者世帯と異り、子女に継承させる生産手段を持たず、また家庭内で、生産的な技術を子女に習得させることは不可能であるために、子女に高度の学校教育を受けさせる、あるいは特殊な技能を習得させることによって、自活のための手段をもたせようとする要請が強い。しかし、こうした教育に要する経費の負担は、労働者の勤労収入を唯一の収入源とする労働者家族の場合には必ずしも容易ではなく、また、労働者は一般に、定年制によって、一定の年齢に達すれば職を退くことを余儀なくされるので、この点からも子女の教育費が、労働者家族の大きな問題になる。したがって進学する子女のための学資の援助の方策や、若年で就業するものがすみやかに自活できるための方策がとくに強く求められる。また、特殊な問題として「住居」の項でもふれたように、労働者家族は、自営業者家族に比べて移動性が強く、このことが子女の学校教育に支障をおよぼすことがある。また、労働者家族では労働者は一日の大半を職場で過ごすため、子女の家庭教育、あるいは

は子女の教育問題全般についての責任と関心が主婦に大きく求められることとなる。わが国の場合も、子女に教育をうけさせようとする傾向は労働者家族の間に強く見られる。とくに低い学歴で生産活動に入った者は、その後、職業資格を高めるための機会が十分でなく、職業生活を通じて不利な条件におかれることが多い。近年進学への要求が著しく高まっている。しかし、教育費の労働者家計に占める比重はかなり高い。また、諸外国に比べてわが国の労働者の定年制の年齢は低い、このため労働者家族の子女の進学が困難になることが少なくなく、しばしば優秀な子女の進学がはげまされることがある。

四、保健衛生と安全の問題

労働者の子女の教育問題についての今後の方策としては、労働者家族の教育費負担能力を高めること、若年で生産活動に入った者の速やかな自活を可能にするような、労働経済政策がすすめられることが必要である。あわせて産業・経済の要請に即して必要な人材が養成されるような、計画的な文教政策が樹立されることがのぞまれよう。さしあたっては、教育費の軽減、公私の育英制度の拡充による子女の進学への援助、とくに、高等学校生徒に対する奨学金の拡充・整備が要望される。同時に働く青少年の職業的能力の発展を目的とする職業訓練制度の拡充がのぞまれる。また転職・転勤

にともなう居所の移動が子女の学校教育に及ぼす支障を排除するためには教科書の入手に対する援助、宿舎の提供などについての関係者の研究が必要である。子女の教育問題についての主婦の関心は、わが国でも近來非常に高まっているが、ややもすれば狭い視野にたどる。主婦が家庭内での子女に対する人格教育の責任とともに、教育問題改善についての建設的な役割を果すためには、一層の識見が要求される。このための方策として、関心のより深い階層への接近が検討されることがのぞましい。また、父親が家庭にいる時間が少ないために、子女の教育に十分関与できないという点に對して新しい方策が研究されるべきである。

さらに社宅については、夜勤者の静養を確保するための配慮、あるいは私生活に職場の問題が介入することを防ぐために世帯配置方法等の研究や、社宅居住世帯が労働者の定年退職、死亡等の理由で入居資格を失った場合の措置についての

家族制度の廃止や生活様式面の変化と相まって、労働者家族の性格の近代性が次第に表面化してきた。そのため、主婦の家庭および地域社会での役割が変化し、新しい観点から主婦の識見、能力の向上がもたらわれている。また、家族の構成については、異代同居はかなり減少して小家族化が著しい。このために起きる不時の場合の人手不足という現象は、労働者家族には著しくみられる。家族結合の弱体化という点については、旧来の家族制度的な性格が衰退して、近代的な家族関係が育ちつつあるものとして、一般に歓迎されていることが多いが、しかし一部では、家族の分裂という状態もすでに進行しているとみられる。しかも、こうした家族の性格の変化、とくに主婦の役割の変化についての一般の認識は十分でなく、古い理念が支配的とみられる場合が少なくない。このことが家族関係や家庭管理の問題を一そう困難にしているとも考えられる。

は必ずしも良好とはいえず、たとえば、結核の有病率は平均して考えれば、農家等の自営業世帯に比較して、労働者世帯の方が高くなっている現状である。また、労働者家族には、その扶養能力との関係から出生を抑制しようとする傾向がみられ、わが国でも、最近の出生率の低下は労働者階層に特に著しいが、抑制の方法としてしばしば人工妊娠中絶が行なわれている点が問題視されており、とくに母体の健康保持の面から、憂慮される状態にある。さらに高層アパートの普及、交通量の増大、あるいは遊び場の不足等から起きると考えられる都市の幼児災害も、主として労働者家族の間の重要な問題である。

これらに對しては、労働者家族の生活を健康に保つためには、一般的な公衆衛生施策の推進、医療機関の整備のほか、とくに、家族全員が定期的に健康診断を受けることができるような制度や施設の普及、主婦の保健衛生、安全についての知識の向上、救急処置、家庭看護法、および正しい産児調節についての知識と技術の普及がすすめられるとともに、家庭災害の防止についての研究が行なわれることがのぞまれる。

五、家族関係と家庭管理の問題

労働者家族では、いうまでもなく、生産と消費の場が分離しており、労働者である世帯主は、一日の大部分を家の外の職場で過ごす。このことから、家事の運

わが国の場合も、戦後は、家父長的な面が考えられ、さらに、人手不足に對する援助策としては、保育所等の施設の設置とともに、家事手伝いの養成、とくに主婦の事故の際、一時的に低廉な主婦の手代りを派遣する制度（ホームヘルプ制度）の導入が考えられよう。ホームヘルプ制度については、未亡人等の職業対策とあわせて考慮することができると思われる。また、人手不足をおさなうためのサービスには軽易なものもあると考えられるので、余暇のある老人の役わりをこの面に見出すことができれば老人福祉にも資することになる。また、やや将来にわたる対策であるが、家族間の紛争その他精神衛生面の問題についての、相談機関の設置ものぞまれよう。

六、低所得労働者家族の問題

わが国の労働者家族の中には、日常の生活ですでに、最低生活さえ営むことの困難なものも少なくない。これらの世帯では、副収入を得るために妻その他の家族員の労働が必要となり、いわゆる共働き世帯も多くみられる。また副収入を



ベンゼン中毒対策

基本的には、一般的な労働・経済政策による賃金水準の向上、合理的な最低賃金制度ないしは完全雇用政策の確立が問題になるが、当面の施策の一つとして、各種社会保険の適用範囲の拡充も必要である。また内職の現状を改善するための対策としては、適切な家内労働対策あるいは内職対策の樹立によって、内職従事者の保護と就業の援助が行なわれることがのぞまれる。さらに、主婦の厚生面については、共同福祉施設の設置等によって主婦の家事労働の軽減をはかり、教養・

以上は、労働者家族の諸問題と推進すべき福祉対策の方向について、基本的な考えをまとめたものであって、さらに各面への批判を得て、研究をつづけたいと考える。本報告書が、労働者家族問題の重要性について社会一般の関心を深めることに多少とも役立てば幸いである。

◇はじめに

「同席の精加の「ナイフ」……」と云ふ。これは事務所又は家事使用人については適用しない。」と規定し、内職、あるいは家内労働に対する法の適用の除外を明記しているのである。

その第二は、業務上の災害に対する補償である。これは、労働者の業務上の災害に対する補償を要しないであらう。さらに、失業保険法の未適用の問題もあるし、生活費の問題もあるであらう。婦人少年局が従来しほれば実施してきた調査結果では、内職者の一時間當りの工賃は、僅か一〇〇の円といふのが大部分

る。これは第一の労働基準法の適用除外分であつて、これに比べれば二五三〇〇〇の同一の理由によるものであるが、彼ら田から五〇〇田にもなるというへッパサ

造血機能に障害がおこるといふことは、労働医学に関心のある者には常識となっていることであるが、世間一般はほとんど無知に近い状態であり、今回の中毒事件も、こうした無知が一つの原因であったことは否めない事実であって、閉め切

り、あるいは内職者の懇談会を開催し、あるいは多様な方法で広汎な広報宣伝活動を行なった。

これらの活動は法的規制の全く欠如している段階においては、ペンセン中毒

た狭い部屋で火気を用いているという労働環境では、中毒しない方が不思議でさえあった。

従つて、婦人少年局の仕事の第一は、ベンゼンの有害性、ベンゼン中毒を予防するための最も容易な方法、ベンゼン中毒の早期発見の方法、健康診断を受けるべきこと等について世間一般に周知宣伝することであつた。本誌九月号既報のと

う意味で、そしてまた、その段階ではそれ以外の方法をとり得なかつたという味において重要な役割を果たしたものを考えられる。このことについては、あ

団体の陳情書がその中で『ここまで毒を放置していた政府の責任は別としてベンゼン中毒の恐ろしさについて教へていくれたことには感謝する』と述べてい

ことからも明らかである。

おり、婦人少年局においては事件発見後直ちに都道府県知事及び婦人少年室長にこのことを通達するとともに、新聞・雑誌・放送等のジャーナリズムを通じて広報宣伝に努めた。本省においては、東京都ゴム糊工業協同組合の幹部を招いてゴムのり溶剤にベンゼンを使用しないよう要望したのははじめ、関係業者に対して集团的にあるいは個別的に同様の要望を行なうて理解と協力を求めた。また、リーフレット二五、〇〇〇枚を印刷して全国

しかし、広報宣伝は確かに有意義であるが、それは他のより具体的な保護策を伴わなければ十分ではない。婦人少年局には、この問題が報道されて以来多くの故事や陳情書が集まったので、あつが、それらはいずれも問題の核心に觸るだけでもいおうか、ベンゼンを含有するゴムのりの製造禁止を要望し、あるいは国家による災害補償を望み、あるいは国家による根本的な解決策の樹立を求めたものであつた。こうした中で、

◆宣伝と陳情

密接な連絡のもとに、ポスターを公衆浴場・保健所その他の公衆の目につき易いところに掲示したり、隣組などの組織のあるところではこれを利用して回覧した。京へっブサンダル工組合（組合員数的に五〇名）組合発表は、八月二十六日労働大臣を訪れ、次の事項について陳を行ない、労働省の善処を要望した。

「陳情事項」

- (一) ヘップサンダル製造に従事する労働者、家内労働者および内職者に対し無料で集団検診を直ちに実施すること
- (二) ベンゼン中毒の危険について、さらに広報宣伝を強化すること
- (三) ベンゼンを含有するゴムの製造・使用を禁止すること
- (四) 労働基準法・労働者災害補償保険法を遵守していない製造業者に対し、直ちに法を遵守させること
- (五) 労働基準法第七十五条(注一)、第八十七條(注二)、労働者災害補償保険法第八條(注三)をヘップサンダル製造に従事する家内労働者、内職者に拡張適用すること
- (六) 労働基準法労働災害補償保険法の適用を受けることのできない人々のベンゼン中毒に対し、その救済措置を直ちに実施すること
- (七) 抜本的対策として労働保護法たる家内労働法を早期に制定すること
- (注一) 労働基準法第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。
- (注二) 労働基準法第八十七條 事業が数次の請負によって行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。

- 2、3 略
- (注三) 労働者災害補償保険法第八條 事業が数次の請負人によって行われる場合には、元請負人のみで、この保険の適用事業の事業主とする。
- 2 略

◇実地調査——医療扶助制度の活用

労働省においては、以上のように第一に広報宣伝を行なってきたのであるが、もちろんそれにとどまっていたわけではない。労働基準局においては、労働基準法適用事業場に対する指導監督を通じて内職者に対する指導と援助を行なっていた。婦人少年局においては、東京ヘップサンダル工組合の陳情に先立ち、内職者のベンゼン中毒が東京都以外の地域にも発生している可能性があるとの判断にたつて八月中旬、全国の婦人少年室長に緊急指示を発し、内職者のベンゼン中毒事例の調査を行なったのであるが、この結果、福島・栃木・千葉・東京・富山・静岡・京都・大阪・広島・京都府・中津・奈良の各地で中毒のおそれのある事例が発見され、この種のベンゼンを含有するゴムのりを使用する内職者については、全国的に中毒患者が発生していると断定せざるを得なくなった。はじめに触れたように、内職者の大部分は自費による治療が家計上望み得ない人々であり、むしろ生活保護法における生活困窮者に近い

層の者も決して少なくないといえるのである。かかる観点から、婦人少年局では、九月十二日、局長名文書をもって厚生省社会局長に対し、内職者のうちには生活保護法による医療扶助を受けられるべき被保護世帯がかなりあるものと推測されるので、管下関係機関及び民生委員に右の状況を周知させるとともに、医療扶助制度の弾力的運用をはかることについて配慮方を依頼した(資料一参照)。

一方、東京都においては、内職者のベンゼン中毒の実情調査の意味を兼ねて九月十四日から十月十四日まで、足立・千住・浅草・荒川・葛飾の五保健所において東大病院、日大病院等の援助のもとに希望者に対し一〇〇円で健康診断(赤血球数・白血球数・全血比重の測定)を実施したが、その結果は次のとおりで、異常所見者は全体の四割を占めており、労働基準局の特殊健康診断結果の異常所見者二四・七%に比べ著しく高率となつてい

検診結果

受診者数 八一六名
異常なし 四六七名 五七・二%
要緊検査 二七一名 三三・二%
要精密検査 七八名 九・六%

この検診結果は、東京都内のこの種の内職に従事する者の極く一部についてのものであるが、この結果だけについてみても問題の解決は極めて難しいことは明らかであつて、東京都においても、問題は「一地方公共団体の手をもってしては到底解決し得べくもない」と判断し、十一月二日、労働省はじめ、厚生省・通商産業省等の関係省を招請して実情を報告するとともに、労働大臣に対し、前記検診結果を添えて問題の根本的解決のため善処方を要請するに至つたのである。

◇JIS制定の動き

すでに述べたように、今回のベンゼン中毒事件において労働省がとつた第一の策は世間一般に対する啓蒙活動であり、ゴムのり製造業者に対するベンゼン使用回避に関する指導であつた。このため内職者の中にはベンゼンを含有するゴムのりを使用しない者が続出し、これに対応してゴムのり製造業者においても逐次ベンゼンをトルエン、キシレン、ゴム揮発油などに切りかえ、九月中旬頃には「ベンゼンを含有しない」旨を表示したゴムのりが市販されるようになった。このことは行政指導の効果として高く評価されるべきことであらうが、しかし、これらのゴムのりの中に果たしてベンゼンを含有していないか否かは依然として不明であり、もしベンゼンを含有しているならば含有していないと安心して使用する内職者が再びベンゼン中毒に倒れるおそれもある。さらに、何らの表示なく市販されているものには果たしてどの程度のベンゼンが含有されているのであろうか。婦人少年局では、右の実情を知るため、九月中旬から下旬にかけて、市販されてい

るゴムのりのうち比較的少量に内職者が入手し使用していると推定される二〇種のゴムのりを収集し、この定量分析を行なったのであるが、その結果「ベンゼンを含有していない」旨の表示のあるものの五種については、四種はほとんどベンゼンを含有していなかったが、一種は一〇%のベンゼンを含有しており、また、特に表示のない一五種については、一種がほとんどベンゼンを含有していなかったのみで残りの一四種は六〇・九〇%のベンゼンを含有していることが明らかになつた(資料二)。

この分析結果は何を意味しているか。労働省はこれまでに、繰り返しベンゼンの有害性を訴え、ベンゼンを含有するゴムのりを内職者に使用させないよう関係業者に要望してきたのであるが、中毒事件が明るみに出て以来二か月を経過しているにもかかわらず、また市場にはベンゼンを含有するゴムのりが流通している。これは、もはや行政指導だけでは事態を解決し収拾することは不可能であると考えられるに至つたのである。

そこで労働省としては、労働基準局においてベンゼンを含有するゴムのりの製造禁止が産業界の実情に照らし、また、法律技術上可能かどうかを検討するとともに、婦人少年局は内職者に比較的危害の少ないゴムのりを使用させようという観点から、ゴムのりに日本工業規格(JIS)を制定する方針を決めた。

この方針のもとに婦人少年局は、工業技術院と接衝、十月六日、工業技術院(繊維化学規格課)の主催で、婦人少年局(婦人労働課、労働基準局(監督課、労働衛生課)、通商産業省軽工業局(有機化学第一課、有機化学第二課)の関係官が会合し、概ね次の結論を得た。

(一) 早急に有害でないゴムのりに日本工業規格を制定する。

(二) ゴムのりの日本工業規格は表示することとする。

(三) 規格の内容は、ゴムのりであつてベンゼンを含有しないものとし、その溶剤の成分及び含有量の表示を規格として規定する。

(四) 関係機関は、日本工業規格の表示のあるゴムのりを使用するよう広報宣伝に努める。

この結論を得たので、労働省では、婦人少年局長、労働基準局長連名文書をもって正式に工業技術院長に対し可及的速かにゴムのりに日本工業規格を制定するよう依頼した(資料三)。

日本工業規格は、工業標準化法の規定に基づき、工業標準調査会の調査審議を経た後、通商産業大臣が制定公布するのであるが、本年十二月月上旬にはゴムのり専門小委員会が開かれ、規格を詳細に調査検討するはこびとなつてい

◇ベンゼンを含有するゴムのりの製造、販売等の禁止

ゴムのりに日本工業規格を制定する準備が進められる一方では、ベンゼンを含有するゴムのりの製造・販売等につき法的規制を加えることの可否が検討され、その結果、法令の形式としては、単独立法とせず、労働基準法第四十八條の「貴りんマンナその他命令で定める有害物は、これを製造し、販売し、輸入し、又は販売の目的で所持してはならない」という規定にいう「命令で定める有害物」として「ベンゼンを含有するゴムのり」を指定するの方針を決めたのであるが、そこでは、産業界の実情と労働衛生との融合点をどこにおくか、労働基準法第四十八條は家内工業・家内労働にも適用できるか否かなどの問題が提起された。第一の問題は法的規制の可否及び可とする場合の規制の限度に関するものである。ベンゼンは人体に有害な作用を及ぼすものであるが、他面溶剤としては、溶解力においても、揮発力においても他の溶剤を凌ぎ、従来産業界において大きな役割を果たしてきた物質である。それ故、ある種の設備と措置を講じてベンゼン中毒を防止できるならば、このように性能のすぐれた溶剤を回避したり、禁止したりすることは愚かなことといわなければならない。労働基準監督機関が労働基準法適用事業場に対し、昭和三十一年からベンゼン取扱業務従事者に特殊健康診断を実施せしめ、中毒の早期発見・早期治療にのりだすとともに、ベンゼン使用事業場に局所吸引装置を設置させ、防

毒マスクを用いさせる等の指導を行なっているのは、まさに、そこに、産業界のベンゼン使用の要請と労働衛生上の融合点を見出しているからにはかならない。しかし、今回のような内職者のベンゼン中毒については、そのような議論は成立し得ない。そこには、融合点を見出すことができないのである。さきに述べたように内職者には労働基準法の適用がなく、監督機関の監督の手は及ばない。しかも内職者が自らの経費でベンゼン中毒防止のための有効な設備を設けたり、措置を講ずることは事実上不可能である。内職者のベンゼン中毒防止のためには、家内工業あるいは家内労働におけるベンゼンを含有するゴムのりの使用・販売等の禁止をもつてすれば十分であるとの意見も有力ではあつたが、ベンゼンを含有するゴムのりが市販されている限り、形式的には家内工業あるいは家内労働におけるその使用・販売を禁止しても、内職者はその価格の低廉さと速乾性に魅せられて、このゴムのりを使用するであろうことは明らかなので、全面的な製造・販売等の禁止が必要とされたのである。

第二の問題は、労働基準法第四十八條の規制対象の解釈に関する問題である。労働基準法第八條はその但書において「同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については通用しない」と規定しているが、例えは「何

人も」の字句を入れて第八條の適用範囲より拡張して適用する場合を含めている。第四十八條は、この点、その趣旨からみて「何人も」の意味を含むものと解するが、それとも第八條の適用と範囲にとどめるかによって大きな差が生じてくる。前者に解すれば、家内工業・家内労働にも適用され、規制の目的を達成できるが、後者に解すれば規制の範囲は限定され、規制の目的を達し得ないことになるのであるが、労働基準局においては内閣法制局の意見をも参考として、法本来の精神を考え、前者の見解をとることとした。このようにして十月十九日、労働省は中央労働基準審議会に対し、ベンゼンを含むゴムの労働基準法第四十八條の有害物を指定することの可否について諮問した。審議会は、十月三十日及び十一月十日の二回にわたり労働衛生部会を開催し、関係者の意見をも聴取して慎重審議を重ね、十一月十日、労働大臣に対し、「ベンゼンを含むゴムの労働基準法第四十八條の有害物を指定することは適当である。」旨の答申を行なった(資料四)。これにより労働省は十一月十二日、労働基準法第四十八條の有害物を指定する省令(労働省令第二十五号)を制定公布し、同省令は、昭和三十五年一月一日より施行されることになり(資料五)、ここに内職者のベンゼン中毒に対する労働省の当面の対策は一段落をつけることとなった。

◇むすび

現在、日本には実にみじめだといわれる中小零細企業が存在しているが、それらに從属して、それよりさらにみじめな労働条件のもとで労働することを余儀なくされている多くの家内労働者の存在が、このことが忘れられがちであった。これらの家内労働者は、近代的な労働保護法たる労働基準法の保護外におかれていたものであり、その工資も著しく低く、例えば、婦人少年局が昭和二十七年に実施した東京都内二三区の家内職調査によれば、時間当りの工資の平均は一六円、一日に調査の製造業女子生産労働者の一時間当り三七円、一日三〇四円とは比べものにならないほどの低さであった。労働基準

局が最近実施した調査では、家内労働者は全国で七〇万人をこえているが、その工資は大部分が「時間当り一〇円一〇〇」という低廉さを示している。加うるに今回の事件で明らかにされたように安全衛生上の危険有害業務もかなりあり、仕事の繁閑による収入の不安定等家内労働に関する多くの問題が提起されているのであつて、既に労働省においては、家内労働問題を調査研究するため臨時家内労働調査会を設置する方針を決め、十一月二十一日、第二回の会合が開かれて本格的に家内労働問題に取り組んでいる。ベンゼン中毒という直接人命にかかわる問題は、労働省はじめ関係者の努力によって一応の解決の方向に進んでいるのであるが、家内労働の問題はむしろ、これから始まるものといえよう。

(資料一)

昭和三十四年九月二十二日

労働省婦人少年局長

内職従業者のベンゼン中毒の発生に伴う生活保護法による医療扶助について、近時高分子工業の発達に伴い、ヘンプ・サンダル底、ビニールちゅうちん、ビニールバンドなどのベンゼン入りゴムの利用が著しさを増し、これに従業する東京市内の内職従業者のうちからベンゼン中毒患者が発生し、当局としてもこれが対策を鋭意検討中である。

生活保護法による医療扶助の運営については、貴職から寄せられている諸通ちにより万全を期されているが、右のベンゼン中毒内職者のうちには、同法による医療扶助を受けられないべき被保護世帯もかなりあるものと思われるので、右の状況を貴下関係機関及び民生委員に周知力御協力賜わるとともに、当該ベンゼン中毒患者から関係機関又は民生委員に医療扶助についての相談等を持ち込んだ場合には、適切な措置をとられるよう同分の御配慮を賜りたくお願いする。

(資料二) ゴムのり分析結果一覧表 (34.10.1 婦人少年局)

試料番号	溶剤含有量(重量%)	溶剤成分					
		小計	ベンゼン	トルエン	キシレン	他成分(注)	
1	不明	100	90	9	少量	1	
2	不明	100	58	40	ナシ	2	
3	不明	100	79	20	ナシ	1	
4	90	100	80	12	ナシ	8	
5	89	100	66	13	少量	21	
6	84	100	1	29	ナシ	70	
7	91	100	80	11	1	8	
8	不明	100	1	5	5	89	
9	90	100	87	9	ナシ	4	
10	93	100	84	15	ナシ	1	
11	89	100	88	3	少量	9	
12	93	100	25	75	ナシ	2	
13	91	100	75	17	少量	8	
14	95	100	2	53	ナシ	45	
15	92	100	0	7	少量	93	
16	88	100	少量	1	1	98	
17	89	100	72	26	少量	2	
18	90	100	90	6	1	3	
19	90	100	10	44	少量	46	
20	90	100	86	12	少量	2	

(注) 1. 「他成分」とは、パラフィン、シクロパラフィン等をいう。
2. 〇印は「ベンゼンを含むしない」旨の表示があるもの。

(資料三)
婦人少年局長

基発第七〇五号

昭和三十四年十月十二日

婦人少年局長
労働基準局長

工業技術院長殿

ゴムのりに日本工業規格を制定することについて(依頼)

近時高分子工業の発達に伴い、ヘンプ・サンダル底、ビニールちゅうちん、ビニールバンドなどをベンゼン入りゴムのりによって接着する作業がふえ、これに従事する内職従業者等のうちからベンゼン中毒患者が発生し問題となつてい

二、表示について
工業規格の制定にあつては、当該ゴムのりの各成分の含有量を明示するようにされたいこと。

三、規格品の普及について
ゴムのり製造業者と考えられるものは中小零細工業者が多いが、これが監督指導については、本省としても十分今後とも考慮を払うので右の事情を勘案の上なるべく広範囲に規格品が使用されるよう指導されたいこと。

四、資料の提供について
ゴムのりの製造工場、ベンゼン中毒予防対策等参考となる当省作成の資料は、できるかぎり提供するので貴院の関係資料等を交換されたいこと。

であり、別添の「労働基準法第四十八條の有害物を指定する省令」案を要当と考える。なお、本省令案に關しては、左記の事項について要望するから、これが実施方につき十分配慮されたい。

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十八條の規定に基き、労働基準法第四十八條の有害物を指定する省令を次のように定める。

昭和三十四年十一月十二日
労働大臣 松野頼三

労働基準法第四十八條の有害物を指定する省令

次に掲げるものを労働基準法第四十八條の命令で定める有害物に指定する。
ベンゼンを含むゴムのり。ただしその含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(稀釈剤を含む)の五パーセント以下のものを除く。

附 則

- この省令は、昭和三十五年一月一日から施行する。
- この省令施行前に製造され又は輸入されたベンゼンを含むゴムのりについては、この省令施行の日から起算して三月を限り、これを販売し、又は販売の目的で所持することができ、この省令施行の際現にベンゼンを含むゴムのりを当該事業場で使用する有するゴムのりを当該事業場で使用するのために製造しているもので、あらかじめその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長の許可を受けたものは、この省令施行の日から起算して三年を限り、ベンゼンを含むゴムのりで当該事業場で使用するものを製造することができ、
- 小型の容器に密閉して販売するタイプ及びタイヤ用チューブの修理用ゴムのりについては、労働大臣が別に定める日までの間、この省令を適用しない。

一、日本工業規格制定について
(1) 本省においてもベンゼン入りのゴムのりの製造の可否について検討を加えているところであるが、ゴムのりの溶剤にベンゼンを含む含有しないことが望ましいので、貴院においても、かかる観点からゴムのりの日本工業規格を制定されたいこと。

記

(2) 制定の時期については、事の性質上なるべく早い機会に制定実施をはから

本審議会は、さきに諮問のあったベンゼンを含むゴムのりを労働基準法第四十八條の有害物に指定することの可否について、別紙のとおり答申する。

昭和三十四年十一月十日
中央労働基準審議会
会長 石井照久

三、附則第四の「労働大臣の定める日」の決定に當つては、適当な代替品の存在その他を考慮して、関係者に無用の混乱の及ぶことのないようにすること。

四、ベンゼンは、ゴムのり以外に塗料、印刷インキその他の用途にも使用されており、ゴムのりにおける同様の有害性があるので、今後この面の規制についても十分研究すること。

労働省令第二十五号

大阪婦人補導院を訪ねて



坂本ツネ
(大阪婦人少年室協働員)

大阪婦人少年室協働員会では、二、四半期の定例会議を、今春(昭和三十三年)新しく堺市南花田に開設された大阪婦人補導院の見学を兼ねて同院で開催することにした。私たちは国鉄金岡駅で下車し、徒歩三〇分のところにある大阪婦人補導院を訪ねた。

このあたりは泉州平野の名にそむかず望み緑の田園がいつまでも続いている。道すがら、時折あざやかに、ぱつと舞い上がる白き群を見た。

婦人補導院は、売春防止法に抵触した婦人を収容し、六ヵ月間法令によって更生のための補導をするところである。東京・大阪・福岡の三ヵ所に、それぞれ刑務所に付属して設けられたが、大阪が真っ先に分離独立して、去る五月二十三日開設したばかりである。

敷地二四、〇〇〇平方メートル余。建坪二、八〇〇平方メートル、ブロックの高い塀が一切の社会と、そして彼女達の「こんな仕事らしいのでかきわん」大いにあった過去の生活環境とをくっきり断絶している。しかし少しも暗さは感じられなかった。

コの字型の正面を入ると、南の方から

海を渡って涼風が流れてくる。構内に設けられた田圃はすがすがしい緑色に明るく、白のブラウス、紺のスカート、日除けの帽子の彼女たちの働く姿が強いコントラストを描いていた。その姿からは、少なくとも過去をすっかり洗い落した清純な感じがうけとられた。

この群の中に、自分が何度も手にかけて補導した娘を見出したMさんは思わずかけによつて「メメ子さん、お仕事えらいでしよう。ずいぶん変わったわね」と話しかけた。「もうこんなに真黒に焼けてしまいました。でもここではこの田圃作業が一番えらいのです。」

言葉少ない中にも心のふれ合った喜びと感激が感じられた。

午前中は講堂を借りて協働員会議を開き、午後は院内の見学をさせていただいた。昼食に出されたそばは、彼女達の心をこめて造ってくれたものだということだった。炊事は院生(彼女達はここでは「お姉さん」と呼ばれている)が一月交替で三、四人が当番になって賄っているのだそうである。

「お炊事は面白い？」一行の一人が尋ねると、「お料理するのは好きだけど、後かたづけが嫌いです。」また他の一人は「こんな仕事らしいのでかきわん」大いにあった過去の生活環境とをくっきり断絶している。しかし少しも暗さは感じられなかった。

食堂はデコラのテーブルにピンクのビニール張りの椅子でちょっと近代的な感じ

海を渡って涼風が流れてくる。構内に設けられた田圃はすがすがしい緑色に明るく、白のブラウス、紺のスカート、日除けの帽子の彼女たちの働く姿が強いコントラストを描いていた。その姿からは、少なくとも過去をすっかり洗い落した清純な感じがうけとられた。

この群の中に、自分が何度も手にかけて補導した娘を見出したMさんは思わずかけによつて「メメ子さん、お仕事えらいでしよう。ずいぶん変わったわね」と話しかけた。「もうこんなに真黒に焼けてしまいました。でもここではこの田圃作業が一番えらいのです。」

言葉少ない中にも心のふれ合った喜びと感激が感じられた。

午前中は講堂を借りて協働員会議を開き、午後は院内の見学をさせていただいた。昼食に出されたそばは、彼女達の心をこめて造ってくれたものだということだった。炊事は院生(彼女達はここでは「お姉さん」と呼ばれている)が一月交替で三、四人が当番になって賄っているのだそうである。

「お炊事は面白い？」一行の一人が尋ねると、「お料理するのは好きだけど、後かたづけが嫌いです。」また他の一人は「こんな仕事らしいのでかきわん」大いにあった過去の生活環境とをくっきり断絶している。しかし少しも暗さは感じられなかった。

食堂はデコラのテーブルにピンクのビニール張りの椅子でちょっと近代的な感じ

機が各自に一つずつあって、部屋の片隅には、さすがに女の部屋らしく鏡台が一つポツンと置いてあった。いつか見学した、ある紡績工場の女工さん達の寮よりには、茶の湯・生花などの教養科目があり、娯楽室にはテレビも置いてある。

何が一番楽しいかと聞いたら、やはり女である彼女達は料理とか茶の湯とか、そうした家庭的なことが一番楽しいとのこと。またこの時間には、手紙を書いたり(手紙は差し出すものも、また外部から来るものも内容を本人に読ませてから改めて渡す)、本を読んだりするが、半強制的に手内職をさせている。その収入は個人の収入として、出所のときの唯一の財産になる。金額は六ヵ月で二千元から三千円程度になるそうで、以前には一夜で稼いだほどの額である。彼女達にしては、六ヵ月の補導を受けて社会に送り出された彼女達に社会の人々は温かい手をさしむけて迎え入れてくれるのである。

新しい生活への人生航路が平安な「ボンボイヤー」になってくれるだろうか。

か。私達は彼女達の幸福を心から祈って同院を辞したが、この種の施設になんとかかかっている、そんな気がしてならなかった。そこで、私たちは、せめてもの彼女たちの心の慰めになればと、室長の提案で樹木二〇本を贈ることになった。

一人一か月平均現金給与総額

(1959年8月)				
産業別	女子	男子	男子に女子の割合	%
総数	10,301	24,190	42.6	
鉱業	14,859	35,146	42.3	
建設業	9,208	19,180	48.0	
製造業	9,032	22,987	39.3	
卸売業	11,068	24,419	45.3	
金融業	14,834	29,060	51.0	
不動産業	10,587	23,492	45.1	
運輸通信業	14,267	24,373	58.5	
電気、ガス、水道業	15,602	27,866	56.0	

一労働省労働統計調査部
毎月労働統計調査一

女子の就業者数と完全失業者数 (1959年8月)

産業別	女子		男子		男女計	中計	女子の産業別構成率	女子の年齢別比較
	万人	1,794	万人	2,632	万人	40.5	%	万人
総数	274	813	25.2		+ 20			
自営業者	904	375	70.7		- 29			
家族従業者	614	1,441	30.0	100.0	+ 21			
雇用者	19	34	35.8	3.1	+ 4			
農林業	* 3	21	12.5	0.5	+ 2			
漁業、水産養殖業	* 8	60	11.8	1.3	+ 3			
建設業	24	134	15.2	3.9	- 4			
製造業	214	480	30.8	34.9	- 13			
卸売、小売、金融、保険、運輸、通信、電気、ガス、水道業	147	239	38.1	23.9	+ 14			
サービス業務	31	189	14.2	5.0	+ 6			
完全失業者	154	167	48.0	25.1	+ 2			
	14	118	10.6	2.2	- 1			

「註」1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたもの。万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。一総理府統計局労働力調査一

婦人少年局 ニュース

○「労働者家族福祉に関する報告書」を労働大臣に提出
婦人少年問題審議会では、十三日の総会において可決した表記の報告書を、十一月十六日、会長山高しげり、副会長那須宗一、部長長西清子の三氏より松野労働大臣に提出した。なお十七日、この報告書について労働省において新聞発表が行なわれ、つづいて担当婦人記者に内容の説明が行なわれた。

○労働者家族問題中央研究会の開催
十一月三十日、学生会館において、労働者家族問題中央研究会が開催された。これは、婦人少年局が、労働者家族福祉運動の一環として行なったもので、全国組織の経営者団体および労働組合、労働福祉関係団体などから福祉厚生関係担当者二十氏をえて、婦人少年問題審議会が先頭労働大臣に提出した「労働者家族の福祉に関する報告書」の内容についての紹介と、これについての懇談、および労働者家族福祉運動についての全般的協力依頼を行なったものである。

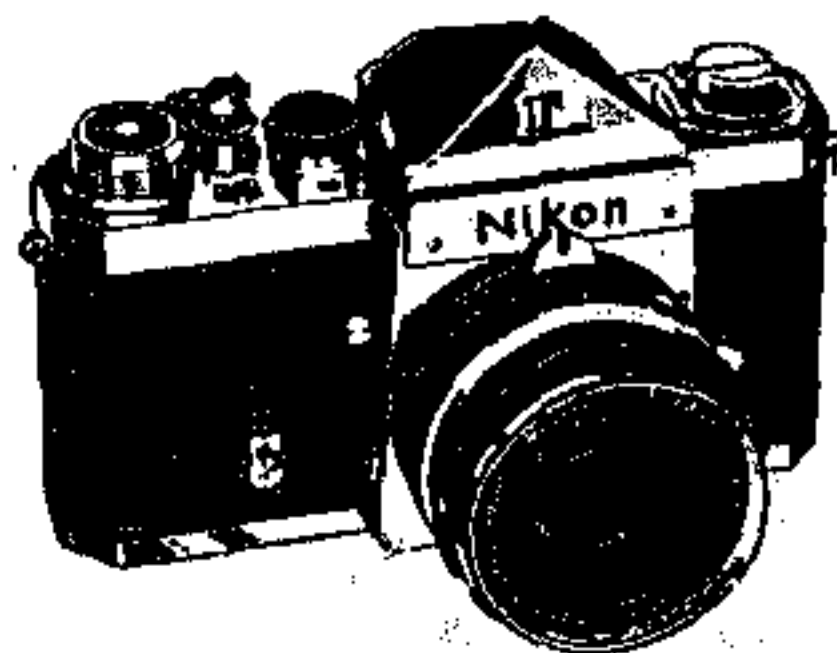
○臨時家内労働調査委員の委嘱
家内労働問題に関する諸調査や施策を検討するため、労働省に臨時家内労働調査会を設けることとなり、十一月十二日次のとおり学識経験者及び関係者二十名の委員を委嘱した。なお会長には長沼弘毅氏が互選された。

石川吉右衛門(東大教授) 磯部喜一(東京工大教授) 江上フジ(NHK婦人少年部長)

江崎清(朝日新聞論説委員) 大谷徹太郎(全国機械金属労組書記長) 勝木新次(労働科学研究所長) 加藤万吉(総評組織部長) 小池清一(メリヤス家内労働者) 後藤浩(日経連事務局長) 西丸弘子(主婦、内職者) 佐々木秀一(ガラス会社社長) 末高信(早大教授) 杉原行雄(東京輸出玩具工協組副理事長) 田辺繁子(専大教授) 中鉢正美(慶大教授) 戸谷舎人(日本メリヤス工協連会長) 中村弘(全労福祉対策部長) 長沼弘毅(国際ラジオセンター会長) 山高しげり(全国未亡人団体協議会事務局長) 山本義夫(化繊産業会社社長)

二〇二〇年になりましたか二
(年少労働関係)
○年少労働問題を探る(定価二〇〇円)
発売所 労働問題調査会
(世田谷区池尻町二〇〇)
○長欠就労児童保護活動事例集
— 年少労働資料第一集 —
本号四十ページ
昭和三十一年一月一日印刷
昭和三十一年一月五日発行

婦人少年局 第八巻第一号
通巻七十五号
定価 六十円 千四百円
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
印刷人 石井完一
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二
(日本職業指導協会内)
発行所 婦人少年協会
電話九段(33) 九五九七
振替口座東京二〇七九一四



ニコンカメラ・ニッコールレンズ
ニコン双眼鏡・天体望遠鏡・観光望遠鏡
顕微鏡・測量機・精密測定機
ポインタル眼鏡レンズ・光学硝子
放射線遮蔽ガラス

日本光学工業株式会社

取締役会長 長岡正男
取締役社長 白浜浩

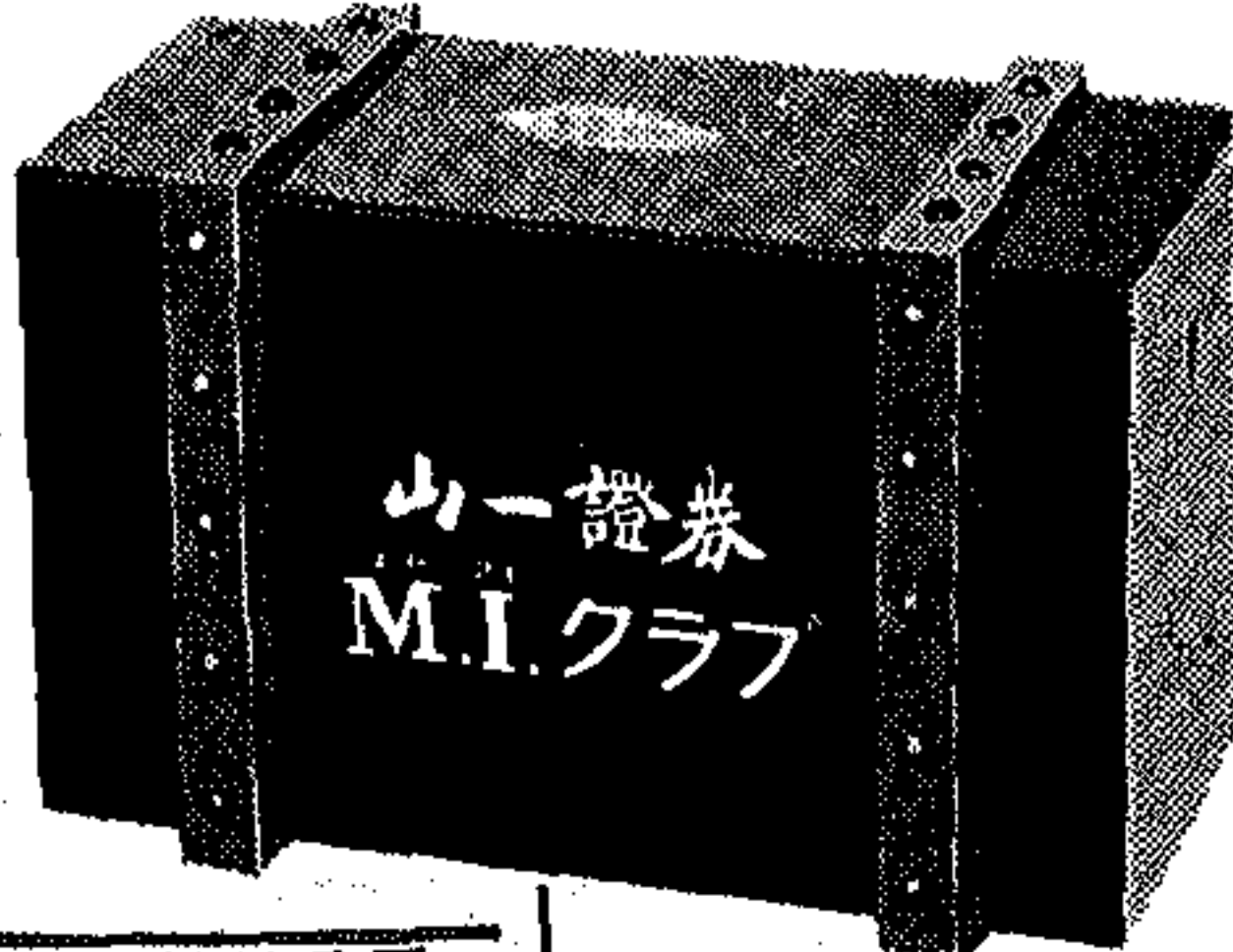
本社・工場 東京都品川区大井森前町5447番地
営業部 東京都千代田区丸の内1丁目6番地
東京海上ビル新館8館
サービスセンター 東京・新丸ビル 大阪・梅田ビル
札幌・大通ビル



証券貯蓄は

山一証券

本店 東京 日本橋 兜町 1の3
支店 全国 主要 都市



資料贈呈票

MIクラブの案内冊
を差し上げます
この部分をハガキに
はってお出し下さい

MIとは証券をつづけて買
つていくことで月掛投資の意
味です。ご入会の方に美しい
貯金額を差上げております。
お近くの店にお申込み下さい



お金は ふえるもの!

財産という生活の基礎ができると
こうも自信がもてるものかと 自
分でも不思議な気持です
これも月掛投資のMIクラブで証
券を続けて買ってきたおかげです
お金は心がけひとつでゲンゲンふ
えるものなんです